

“叙任権闘争”と *regnum Teutonicum*

——“ドイツ”概念の政治的・歴史的地平——（下）

三佐川 亮 宏

一章 はじめに

二章 グレゴリウス七世——「不当にもドイツ国王から受け取りし故に」

一節 「我々はカノッサから来た」

二節 「ドイツとは何か」

三節 「叙任権闘争」の争点

三章 ランペルト・フォン・ヘルスフェルト——「ドイツ王国の光輝」

一節 「ドイツ王国」概念の普及

二節 ランペルトの王国観

三節 「ドイツ王国」への道程

四節 ランペルトの「ドイツ」概念（以上前号）

四章 『アンノの歌』——カエサルと「ドイツ人」の起源説話（以下本号）

一節 中世における「ドイツ人の歴史」

二節 ユリウス・カエサルと「ドイツ人」

三節 *Origo gentis Teutonicum*

四節 中世「ドイツ人」のアイデンティティと近代の「歴史神話」

五章 結びに代えて——「ローマ人の国王」と「ドイツ王国」

四章 『アンノの歌』——カエサルと「ドイツ人」の起源説話

一節 中世における「ドイツ人の歴史」

ランペルトの「ドイツ」概念が『編年誌』の読者に対し、いささか生彩を欠く印象を与えるとすれば、そのもう一つの要因は、「ドイツ王国」の政治的形象に関する詳述とは対照的に、“ドイツ”なるものの歴史的側面について、著者が沈黙していることに求めることができる。『編年誌』の叙述は、旧約のアダム、ノアの時代に始まるが、ランペルトが *Teutonicus* という名辞に初めて言及したのは、先述の一〇五三年の項においてである。もっとも、こうした状況は、必ずしも彼ひとりに限ったことではない。

グルントマンは、一九五七年に中世の歴史叙述を概観した際、“*Volksgeschichte (Origo gentis)*” すなわち「民族の歴史 (*gens* の起源説話)」の分類項の中で、ヨーロッパ全体で合計一七点の作品ないし作者の名を挙げることができた——カッシオドルス²⁰ヨ

ルダーネス『ゴート人の歴史』、トゥールのグレゴリウス『フランク人の歴史』、ベータ『アングル人の教会史』、パウルス・ディアコヌス『ランゴバルト人の起源』、プラハのコスマス『ボヘミア人の年代記』、匿名のガルス『ポランド人の大公・君主の年代記と事績録』、ネストール『年代記』、サクソ・グラマティクス『デーン人の事績録』、サン・ドニ修道院長シユジェによる歴史叙述の編纂活動、『大フランス年代記』等々⁽¹⁰⁾。

「しかしながら、ドイツは、その民族^{フオルク}の歴史について、中世においていかなる叙述も得ることはなかった——あたかも、それ「*ドイツ*」には共通の過去に対する視点が欠けているかの如く。各^{シュテーム}部族は、部分的にしか書き留められていないにせよ、それぞれ自己の固有の記憶を有していた。しかし、部族団体が解体した時、その記憶は、なお共通の伝統へと融合していなかったのである。かつてのゲルマン人の歴史は、ドイツをはるかに超えるものであったし、それが自らの民族の前史として再発見されたのは、ようやく一三世紀になってからである（アレクサンダー・フォン・ロエス『覚書（*Memoriale*）』、一二八一年）。政治的に、そして歴史的にもまたそれ「*ドイツ*」は、ローマ帝国^{シムラ}、すなわちダニエルによつて予言された最後の世界帝国の普遍的伝統の中に位置づけられ、その民族の歴史は、救済史（*Heilsgeschichte*）の中へと吸収された。ドイツの歴史を固有のものとして見るためには、中世の歴史叙述者の視点は常に、あまりに広すぎるか、あるいはあまりに狭すぎたのである⁽¹¹⁾」。

「ドイツ人の歴史」の欠如が意味するところは、一九六一年に公刊されたヴェンスクスの画期的研究、『部族形成と国制——中世初

期の *gentes* の生成』により、さらにその問題性を増すことになる。⁽¹²⁾ 一九世紀末のロマン主義的民族観、すなわちゲルマン人とドイツ人を同一視しつつ、「民族（*Volk*）」を、人為的に作られた国家に先立ち自然に生成した超歴史的で有機的^{オルガニスム}な生命体と捉える見解（後述四節）については、一九二三年にハラーがその誤謬を厳しく指弾していた。「ドイツ民族は、自然にではなく、歴史的に生成した一つの統一⁽¹³⁾体」であり、それは先行する部族の政治的結集により初めて成立したのである、と。しかし、「部族（*Stamm*）」——史料においては多くの場合 *gens* として現れる——に関しては、ハラーもなおその自然的性格を認めていたのに対し、ヴェンスクスは上記の研究において、民族社会学の「エトノス生成（*Ethnogenese*）」の理論を援用しつつ、移動期前後の *gens* を捉え直し、外在的要因、すなわち血統や身体的特徴といった所与の生物・遺伝学的属性を真つ向から否定したのである。⁽¹⁴⁾

ヴェンスクスによれば、*gens* の成員相互を内的に凝集させる紐帯として決定的に重要なのは、客観的要件ではなく意識、具体的には共通の祖先に出自するという（フィクショナルな）確信を基軸として主観的に結ばれた過去の歴史の共有関係である。「ある共同体がエトノスとして存在し始めるのは、自らに固有の歴史的・エトノスの伝統を生み出した時である。伝統形成（*Traditionsbildung*）は、歴史的連続性の前提である」。そして、かかる歴史意識の形成は、国王を初めとする支配者層を主要な担い手としつつ、独自の「起源説話（*Origo*）」の創出に、その集団的自己意識の表現を見出したとされるのである。⁽¹⁵⁾

ドイツ人の起源説話は、中世の歴史叙述作品に本当に見出されな

いであろうか。もし、そうであるとするならば、史料の中に登場する *Teutonici* とは、いかなる絆を通じて互いに結ばれた人々であったのか。また、ヴェンスクスは、ゴート人、ランゴバルト人と並んでフランク人、アレマン人、ザクセン人、バイエルン人等々を *gens* として取り上げ、この語に *Stamm*、すなわち「部族」という訳語を充てているが、グルントマンは、ドイツ人をゴート人その他と同列に置き、*Origo gentis* を「民族 (*Volk*) の歴史」と言い換え論じていた。 *gens* の位置づけとその用語法をめぐる相違は、いかに説明されるのであろうか。

もともと、グルントマンが上記の様々な *Origo gentis* を渉猟した際、その視野から、中世におけるランペルトの『編年誌』の数少ない読者の一人が抜け落ちていたことに留意しなければならぬ。⁽¹⁰⁾ この点については、ミュラー＝メルテンスも同じである。一〇七七～八一年の間に、ケルンないしその近郊ジークブルクの一修道士が、中高ドイツ語で『アンノの歌』を著した際、ケルン大司教（在位一〇五六―七五年）にしてジークブルク修道院の創建者たるアンノ二世の死を嘆くランペルトの詳細な追悼文（『編年誌』一〇七五年の項）を用いたことは、確証されている。ただ、この不詳の人物の語彙には、ミュラー＝メルテンスが考察対象とした「ドイツ王国 (*regnum Teutonicum*)」——中高ドイツ語では *deutsch rîche*——は含まれていなかったのである。⁽¹¹⁾

年代確定の可能な史料の中で「ドイツ (*deutsch*)」の古高ドイツ語形 *diutisk* が最初に確認されるのは、一〇〇〇年頃のことである。ただし、それを用いたザンクト＝ガレン修道院のノートカー（九五

〇年頃―一〇二二年）は、この単語を *in diutiscin* という言語呼称の形容詞としてしか用いていなかった（六例⁽¹²⁾）。他方、その後の八〇年余の空白期を経て、『アンノの歌』の詩人は、形容する対象を「言語」 (*diutiscin sprechin*) のみならず、「人間集団」 (*diutisci liuti, diutsci man*) や「国土」 (*in diutisceni lande, diutische lant, diutischino lante*) へと拡大することができた。もともと上述のように「王国 (*rîche*)」や「国王 (*kuning*)」はその対象に含められておらず、また彼は形容詞を名詞化する——*Diutischen*——こともできなかった。これらの語が初めて現れるのは、一一五〇年頃に成立した『皇帝年代記 (*Kaiserchronik*)』においてである。

二節 ユリウス・カエサルと「ドイツ人」

「一九四五年以降ドイツで発表された中世史に関する数多の研究の中で最も重要にして、おそらく最も刺激的でもある研究」——ミユラー＝メルテンスの成果をいち早く絶賛したトーマスが、『アンノの歌』に歴史学者の関心を喚起しようとしたのは、もとより上述の言語学上の意義に留まらない。それは、「ドイツ」と形容された集団が、この作品の中で演じる極めて興味深い歴史的・役割の故でもある。⁽¹³⁾

プロローグの文言は読者に対し、主人公アンノの聖俗両面における活躍、死とそれに続く奇蹟の叙述が、全四九節、八七八行から成る詩作の中核をなすことを予想させる。しかし、それが取り上げられるのは、ようやく三四節に到達してからである。作品の三分の二を占める先行部においては、アンノの登位にいたるまでの歴史が、聖俗二重の視点から描き出される。

まず二七節では、天地創造に始まり、アダムとエヴァの墮罪、キリストによる救済の御業、使徒の伝道活動、そして「これまでドイツの地において (*in diutischem lande*) 建てられた最も美しい都市」(七節)ケルンにおいてアンノが大司教として聖別されるまでの経過が、救済史 (*Heilsgeschichte*) の観点から手短に歌われる。ケルンへの言及を機に話題は都市の起源に転じ、それは遡って「世界」の世俗史 (*Profangeschichte*) の叙述へと向かう(八三三節)。先にグルントマンも言及していた『ダニエル書』の四世界帝国論に拠りつつ、物語はバビロニア、ペルシア、ギリシアと進み、第四の、そして最後の「ローマ帝国 (*riche ci Rōme*)」へといたる。

ローマの元老院議員三〇〇名は、高貴な生まれのカエサル——「彼に因んで今日でもなお国王たちは皇帝 (*keisere*) と呼ばれている」——に遠征を命じた。ただし、『アンノの歌』によれば、『ガリア戦記』の著者が派遣された先は、若きヴェルキンゲトリクスたちの活躍するかの地ではない。それは、「ドイツの諸地方に対して (*wider diutsche lant*)」であった(一)。カエサルは一〇年の歳月を要して、ようやく勇敢な者たちに勝利を収め、最後に同盟を締結した。このことは、彼に名誉、すなわち支配権をもたらすことになるであろう(一八節)。

続く一九二三節では、カエサルが次々に戦い、服従させた四つの集団、すなわちシュヴァーベン人 (*Süben*)、バイエルン人 (*Peiere*)、移り気なザクセン人 (*Der Saksin wankel māt*)、そして「高貴なるフランク人 (*Franken din edlin*)」についで、それぞれの *Origo*、「起源説話」と戦いの経過が詳述される⁽¹¹⁾。シュヴァーベン人の祖先は海を越えて、バイエルン人はかつてノアが方舟

から降り立ったアルメニアから到来した。方舟の標はなお今日もアラト山にあり、伝え聞くところによれば、かの地方には「ドイツ語を話す人々 (*die dir diutischin sprechen*)」が今なお見出されるという⁽¹²⁾。いずれも『アンノの歌』が初出であるが、続く二つの説話、すなわちザクセン人をアレクサンダー大王の従者の後裔とする「マケドニア起源説話」は、一〇世紀後半にコルヴァイの修道士ヴィドゥキンントが既に伝えていたし、フランク人の「トロイア起源説話」にいたっては、七世紀の「フレデガリウス」にまで遡る長い伝統を有していた。特にフランク人に関する叙述は詳細である。それによればカエサル(＝ローマ人)とフランク人は本来縁戚関係にあり、両者の共通の祖先は、トロイアがギリシア人の攻撃により陥落した際に脱出した人々に発する。彼らは各地を彷徨した後、アエネアスに率いられた一派はローマを建設し、フランク (*Franko*) という名の指導者に従った集団は、ライン河畔に小トロイア(＝クサンテン)を建て、フランク人の祖となった。彼らの軍隊は、カエサルに服従したが、彼を煩わせた。

勝利の後カエサルは、ローマに凱旋する。しかし、待っていたのは相応しい歓迎ではなく、兵員の多くを喪失したのは彼の傲慢さの故であるといった非難の言葉であった。カエサルは、再び「ドイツの諸地方へ (*ci diutichino lante*)」と戻り、かの地を支配する有力者に窮状を訴え、同盟を求めた(二四節)。ガリアとゲルマニアから甲冑と盾で身を固め夥しい数の軍勢が集結し、その軍隊がローマに迫ると、カトー、ポンペイウス、そして元老院はエジプトまで逃走した。この世で知られている限り最も激しい戦いが繰り広げられたが、最後に勝利を勝ち取ったのはカエサルであった(二五

（二七節）。彼はすべての国々を征服したことを喜び、ローマに入城したが、その際ローマ人は彼に対する歓迎の標として新たな慣習を採り入れた。それまで多くの者に分割されていた権力のすべてを一手に掌握したカエサルに敬意を表するべく、彼らは支配者を（複数形の敬称）である *Ihr* を用いて呼び掛けるようになったのである。この新たな慣習を、カエサルは「ドイツの人々 (*diutisch liuti*)」にも教えさせた。ローマで彼は宝物庫を開き、従者たちに高価な絹や金を分け与えた。「爾来、ドイツの男たちは、ローマで愛されまた重んぜられた (*sidiu watru diutisch man/ci Rome lyfunti wersam*)」(二八節) ー。

三節 *Origo gentis Teutonicorum*

さて、カエサルとドイツ人が織りなす以上の歴史絵巻は、言うまでもなく史実を大きく逸脱した「虚像」であり、それを伝える『アンの歌』を、古代ローマ史を研究するための「史料」として用いることはできない。しかし、そこから、中世の一修道士が抱いていた、彼にとつての「歴史的真理」を読み取ることは可能である。そして、トーマスによれば上述一九〜二八節の叙述こそ、まさしくかの *Origo gentis Teutonicorum* すなわちグルントマンが探し求め、見出すことのできなかった「ドイツ人の起源説話」を創出すべくなされた最初にしておそらくは唯一の試みに他ならないという^⑬。

カエサルが二度にわたり向かったのは、単一の「ドイツの地 (*Deutsch-Land*)」ではなく、「ドイツの諸地方 (*deutsche Ländel*)」に対してであった^⑭。そこに彼が見出したのは、やはり「ドイツ人」ではなく、シュヴァーベン人、バイエルン人、ザクセン人、

フランク人という四つの互いに独立し、各々固有の出自を有する団体であった。それでは、これらの集団は、いかなる契機から一個の共同体へと結集したのか。この点については、確かに明言されてはいない。しかし、彼らの統合が、内部からの自発的な意志による成果ではなく、カエサルに対しそれぞれ個々の集団が次々に服従し、さらに彼の同盟者になったことで初めて実現されたことは、文脈上明らかであろう。そして、その「ドイツの人々 (*diutisch liuti*)」「ドイツの男たち (*diutisch man*)」の助けを得て、カエサルは元老院に集う貴族勢力に勝利を収め、共和政に代わる帝政を樹立した。つまり、「ドイツ人」はその形成を、皇帝像の原型とも言うべきカエサル——「彼に因んで今日でもなお国王たちは皇帝 (*keisere*)」と呼ばれている」——への服従と同盟関係に負っているのであり、また両者の提携を通じて初めて単独支配体制の君主国家としてのローマ帝国の成立が可能となったのである。一言で表現するならば、これは、ドイツ人の起源説話であるみならず、ローマ帝国の建国神話でもある——*Origo gentis Teutonicorum et Romani Imperii*。

ランペルトは、『編年誌』において国王と並ぶ諸侯の参与により支えられたアルプス以北の王国を、繰り返し *regnum Teutonicum* と呼び、政治的視野の中心に据えていた。しかし、その読者の一人であったライン地方の不詳の修道士は、*diutisch rche* に一切言及することなく、ただひたすら「ローマ」という救済史上最後の世界帝国の枠組みの中に、「ドイツ人 (*diutisch liuti, diutisch man*)」の歴史の始まりと彼らの存在の証しを見出したのである。

それでは、『アンの歌』の作者の生きている「現在」の時点においても、かの「ローマ帝国」はなお存続しているのであるか。

続く二九・三〇節では、「世界の歴史」の叙述の契機となりながら、先送りされていたケルン、あるいはその他の諸都市の起源、いわば *Origo urbium* が述べられる。カエサルの後継者となったアウグストゥスに因んでその名を与えられたアウクスブルク、アグリッパの手に成るケルン、カエサルの遠征時に既にローマ人が建てたヴォルムスとシュパイアー、そしてマインツ、メッツ、トリアー……。物語は、さらにイエスの降誕、聖ペテロの弟子たちによるフランク人布教、初代ケルン司教マテルヌスの活躍と続き、そこから話題は一挙に三代司教のアンノの時代へと跳躍するのである(三一〜三三節)。カール大帝やオットー大帝は歴史の舞台に登場することなく、皇帝権がローマ人からドイツ人の手へと移譲された (*Translatio Imperii*) との記述も見出されない。

ただ、作者は四〇節において、「第四のハインリヒ」の下で *reche* の秩序が大いに乱れ、殺人、略奪、放火により教会と諸地方が荒廃に帰したことを悲嘆した後、苦境にあえぐその *reche* の空間的範囲を、それと境を接する隣国の名前を挙げることで間接的に説明してゐる——“*von Tenemarc unz in Apulim/von Kerlingen unz an Yngirin*” (「デンマークからアプリアまで、フランスからハンガリーまで」)。ローマをも含めたこの *reche* が、オットーネン＝ザーリアーのライヒ、すなわち一〇世紀末以降ますます「ローマ的 (*römisch*)」なるものとして理解された「帝国」⁽¹⁵⁾ を指していることに疑いの余地はあるまい。そして、ドイツ人によって支えられるローマ帝国、という国家観は、その皇帝の普遍的支配権に対し異を唱えた教皇グレゴリウス七世の姿勢と、結果的には相容れないものである。もつとも、トーマスが断言するように、この四〇節を、教

皇の政治的意図を周知のうえて詩人が提示した返答と見なし、彼を「反グレゴリウス派」に分類できるかは疑問であるか。⁽¹⁶⁾

カエサルをライン河岸の諸司教都市の建設者とする見解や、「ドイツの諸地方」に対する彼の戦いというモチーフは、一一世紀半ばにライン・モーゼル地方で著された種々の歴史叙述の影響を受けたものであると考えられている。⁽¹⁷⁾ また、作者に対し、「ドイツ」なる概念への省察を促す直接の契機を提供したのが、ランペルトの *regnum Teutonicum* の語法であったことも確かであろう。⁽¹⁸⁾ しかしながら、ローマ帝国の樹立をドイツ人の活躍に帰するという構図は、当時他に例を見ない新たな着想である。⁽¹⁹⁾ そして、後世に対する影響という観点からすると、『編年誌』の場合とは対照的に、『アンノの歌』は相当な成果を挙げることができた。⁽²⁰⁾

作品自体の影響力は、ジークブルク／ケルン周辺に限られており、今日伝存する中世の写本は一点もない。ただ、カエサルとドイツ人に関する叙述部分のみは、ケルン大司教を主題とする詩作から切り離され、改変された形で上述の『皇帝年代記 (Kaiserchronik)』(一一五〇年頃、レーゲンスブルクで成立)の冒頭へと組み込まれた。広く流布したその多数の写本を通じて、物語は、一三世紀に『シュヴァーベン・シュピールゲル』、『ザクセン世界年代記』、ヤンス＝エニケル『世界年代記』、さらにヤーコプ・ツヴィンガー・フォン・ケーニヒスホーフェン『年代記』(一四〇〇年頃)等々の諸作品へと受け継がれ、またそこから様々な逸話を新たに派生させていった。例えば、『アンノの歌』の伝えるローマ帝国の成立事情に即すれば、ドイツ人が皇帝権に対し影響力を行使する資格を有することは、

歴史的に根拠づけられてはいるが、その確たる法的根拠は明記されていなかった。この点について、『ザクセン世界年代記』の二点の写本では、次の説明が付加された。それによれば、ドイツ人は、カエサルに対し「我々の身体、財産、女性、そして子供たちにとっての正しき主君」たることを申し出、彼はそれを受け容れた。「かくして初めて、帝国の『主君』選挙 (*des richen kore*) は、ドイツ人の君侯たちの力へと帰したのである」。一一六〇年頃に成立した『エーベルスハイムミュンスター年代記』は、ドイツにおいてミニステリアーレンが騎士身分へと上昇していく歴史的要因を、あるいは一三世紀末頃にヤンス・エニケルは、ドイツ人がローマ帝国の主要な担い手でありながらローマ法により裁かれない理由を、それぞれカエサルの偉業に帰せしめた。「ローマ史は、いわばカエサルとともにドイツ人のもとに到来し、以後彼らの歴史と緊密に結びついたのである」(フィヒテナウ)。⁽¹²⁾

こうした広範で長期にわたる伝播・受容は、いかなる事情から可能となったのか。それは、一九世紀以降の歴史学者が「民族」の視座から躊躇うことなく「ドイツ・ライヒ」と呼んできた中世の *reiche* = *imperium* を、叙任権闘争期以後の時代に生きた知識人は、「国家」という範疇から捉え、カエサルにより樹立され、さらに普遍的・キリスト教的性格を刻印された「ローマ帝国」^(インペリウム) の伝統の中に位置づけていたことを強く示唆しているのではあるまいか。皇帝権の性格を「ローマ」と規定する觀念が、オットー三世によって初めて明示され、コンラート二世以降歴代君主の間で定着していったことについては、二章一節で触れた。そして、『アンノの歌』とほぼ同時期、すなわち叙任権闘争の渦中に著されたその他の歴史叙述に

は、かの詩人が明言していなかった「現在」の帝国について、これを古代の「ローマ帝国」の直接的連続体と捉え、ドイツ人をローマ人に代わる正当な継承者とする見解が現れ始めるのである。⁽¹³⁾

『アンノの歌』の数年前に『ハンブルク教会史』(一〇七二—七五〇/七六〇年成立)を著したアダム・フオン・ブレイメン(？—一〇八五年以前)は、ハインリヒ三世を「皇帝アウグストゥス以来九〇代目のローマ人の皇帝」と呼び、中世において初めて「現在」の支配者を古代ローマ皇帝の後継者に算えた。⁽¹⁴⁾ その四半世紀後に、バンベルクのミヒェルスベルク修道院で親皇帝派的立場から『年代記』(一一〇〇年頃成立)を著したフルトルフ(？—一一〇三年)は、この算え方を整序・体系化し、またその他の東フランク「ドイツ」国王・皇帝についても、国王選出に言及する際、常にアウグストゥス以来の歴代序数を付記している。⁽¹⁵⁾ なお、アダムはその大部の著作において「ドイツ人」に僅か一度しか言及していないが、それは特徴的なことに「ローマ帝国」との関連で用いられている。八世紀半ばにボニファティウスが改宗させた異教徒を「ドイツ人の民 (*Teutonum populi*)」と記した後、「彼らの下で今日、ローマ帝国の統治 (*summa imperii Romani*) が栄え、花開いている」⁽¹⁶⁾、と。『皇帝ハインリヒ四世伝』(一一〇六/七年頃成立)を著したハインリヒの側近にとつて、一一〇六年に不遇のうちにその生涯を閉じた皇帝は、「ローマの栄光、帝国の誉れ」であった。「その死を嘆き悲しむのは私のみではない。ローマは悼み、全ローマ帝国が涙を流している」⁽¹⁷⁾。

四節 中世“ドイツ人”のアイデンティティと近代の“歴史神話”

ところで、フランク人の「トロイア起源説話」を初めとする各々の起源説話が、(フィクショナルな)系譜関係により基礎づけられた「血縁共同体 (*Abstammungsgemeinschaft*)」の「出自伝説 (*Herkunftssage*)」という特徴を帯びていたのに対し、トーマスが『アンノの歌』の中に見出したドイツ人の *Origo* は、既成の四集団の統合プロセスをカエサルによるローマ帝国の「建国神話」と組み合わせたものであり、前者とはかなり性格を異にしている。

もっとも、同種の出自伝説を新たに創出するための手がかりが、ドイツ人にまったく欠けていたわけではない。例えば、中世の知識人の好んだイシドールス流の語源的解釈の手法をもって、*Teutonica* という民族名の由来から発して、その祖先を *Teutones*、すなわち古代の「テウトーネス族」に遡らせることも可能であつたろう。彼らは、キンブリ族とともに、紀元前二世紀初頭にガリアに侵入し、前一〇二年ローマの將軍マリウスによってほぼ壊滅せられたゲルマン系民族であり、その存在は、オロシウスの著作等を通じて中世においても知られていた。にもかかわらず、テウトーネス族をドイツ人と結びつけようとする伝統形成の試みは、中世において一度もなされることがなかった。⁽¹²⁾ 確かに彼らは決定的敗北を喫したものの、それが必ずしも欠点でないことは、まさにその敗北に民族の歴史の出発点を据えた「トロイア起源説話」の例が反証となろう。そして、隣国のフランスでは、カペー王家がこの伝説を積極的に採り入れることで、自らがフランク・カロリング的伝統の正当な後継者たることの証しとしていたのである。⁽¹³⁾

ほとんど唯一の例外は、そのフランス人に対抗しつつ、グルント

マンの挙げるアレクサンダー(？——一三〇〇年以前、本章一節)が、「トロイア」と二三世紀の半ばに案出された *Theuton* なる巨人をめぐる伝説を組み合わせ、脚色した物語である。破壊されたかの都市から逃走した人々のうち、アエネアスがイタリアに向かったのに対し、小ブリアモスに率いられた集団は、ガリアの地に定住して「ドイツ人の女性たち (*Theutonici mulieres*)」を妻に娶った。彼女たちは、丸々と太っており、剛健な子供を生むことができたからである。それというのも、彼女たちの始祖たる *Theuton* は、巨人であつたからであり、かの *Theuton* から「ドイツ人 (*Theutonici*)」という名前も由来するのである、と。後世にほとんど影響を及ぼすことのなかつたこの寓話から窺われるのは、当時の知識人たちが自らの過去を省察する際に直面した困惑ふりと、その途方に暮れた姿ではなからうか。⁽¹⁴⁾

ドイツ人の過去をもちやローマ帝国ではなく、「ゲルマン人」へと結びつける道筋は、一五世紀中葉、久しく埋もれていたタキトウスの『ゲルマニア』をイタリアの人文主義者が「再発見」したことにより初めて切り拓かれた。⁽¹⁵⁾ この出来事は、中世末期から近世初期にかけての激動、すなわちそれまで皇帝権 (*imperium*) と教皇権 (*sacerdotium*) により象徴されてきた中世世界のキリスト教的普遍主義の秩序が崩壊へと向かい——「ドイツ国民の神聖ローマ帝国 (*Heiliges Römisches Reich deutscher Nation*)」という奇妙な名辞に表出された皇帝権の自己限定、帝国改造論議、ローマ教皇庁の権威低下と宗教改革の勃発等々——、反ローマ感情が尖鋭化していく中で、ドイツ人をゲルマン人と同一視するという新たな

「起源説話」の創出へと展開していく。イタリアの人文主義者がゲルマン人を未開の野蛮人と見下したのに対し、ドイツの、とりわけプロテスタント系人文主義者は、タキトゥスの描き出すゲルマニアの森に住む純真で勇猛果敢な土着の民の中に、自由と誠実を愛する誇るべき祖先の姿を探し求めたのである。⁽¹⁶⁾ 例えば、高揚する民族感情の激烈な代弁者であったフッテン（一四八八―一五二三年）が、「ゲルマン」「ドイツ民族」の過去に見出した歴史的英雄とは、トイトブルク森の戦いで皇帝アウグストゥスの派遣したローマ軍団を壊滅させた「ゲルマニアの解放者」、ケルスキ族の指導者アルミニウスであり、もはやかの皇帝の義父ではなかった。

「反ローマ」のトポスは、その後の三十年戦争を経て「反フランス」へと銚先を転じ、今やドイツ語化されて「ヘルマン」と呼ばれるようになった勇者は、詩作・小説・劇作品を通じて広範な大衆の心を捉えていく。異民族支配の危機的状況から祖国を救った自由の闘士という英雄像は、クライストの戯曲『ヘルマンの戦い』（一八〇八年）において最終的に確立される。その執筆が、ナポレオン指揮下のフランス軍による占領と時を同じくしているのは、もとより偶然の符合ではない。⁽¹⁷⁾

ところで、この時期、すなわち一八世紀から一九世紀の転換期において、救うべき「祖国（Vaterland）」あるいはその愛国心に訴えかけるべき「国民（Nation）」とは、いったい何を指し示したものであろうか。本来その大枠を提供するはずの「ドイツ国民の神聖ローマ帝国」は、諸領邦の政治的分立と信仰の分裂を克服できないまま、フランス革命政府への敗北を通じて統合の求心力を失い、今や「国家」というよりもむしろ「状態」に近い観を呈していた。

「ドイツとはどこにあるのか、私はその国を見出すことができない。教養あるドイツが始まる場所、政治的ドイツは終わるのだ」（デーテ・シラー『クセーニエン』一七九七年）。その一〇年後の一八〇六年の八月六日、すなわちフランツ二世が神聖ローマ皇帝の地位を退いた日に、カールスバートの湯治先からヴァイマルに帰る旅の途上にあつたデーテは、次のように日記に書き留めた。「御者台での御者と召使いの口論。それはわれわれをローマ帝国の分裂よりも興奮させた」。⁽¹⁸⁾

現実の政治世界における混迷が深刻化するなか、一九世紀以降の歴史認識——「教養あるドイツが始まる場所」——に対し決定的とも言える影響を与えることになるのが、かつてヘルダー（一七四四―一八〇三年）によって革命前夜に唱えられた「民族精神（Volksgeist）」論である。彼は、「国民」を構成する属性として、国家原理への賛同を基軸とするフランス流の政治的結合ではなく、共通の「言語」、「文化」を据え、かかる集合体を呼ぶ際に、それまで主として下層の民を指す蔑称であつた「フォルク（Volk）」を用いた。フォルクとは、植物が庭園において生育する如く、神の摂理により導かれる世界の中にあつて自然に生成し、各々固有の成長を遂げていく有機的な生命体である、と。言語・文化共同体としての「民族」の「発見」は、その後、啓蒙主義の理性的思考や進歩史観あるいはフランス革命の急進化に反発しつつも、同時に自らが「遅れてきた国民」であることに焦燥感を抱くロマン主義期の知識人によって歓呼をもって迎えられることになる。こうして定立された公準とは、人為的に造られた「国家」に先立つ「自然」にして等質なる「民族」の始源的存在と、いかなる歴史の変遷をも超えて保持され

続けるその個性の不変性であつた——「まず最初にフォルクありき」⁽¹⁴⁾。

ここに初めて、一八世紀まで国法学者によって制度史的観点から著されてきた「帝国の歴史」に代わる、「ドイツ民族の歴史」を統一的に叙述することが可能となった。そして、その始まりをフランス人と同様、否、彼らをも凌ぐより古きゲルマン人の時代へと接合させることを通じて、歴史学者は、一九世紀の「現在」における「ドイツ人」なるものの存在理由を、太古からの連続性という歴史的観点から正当化しようと試みたのである。実のところ、彼らは、「国民」になることに、つい今し方ようやく目覚めたばかりであり、その統合を実現すべき革命はなお未完であつたあつたにもかかわらず。「これこそが、一九世紀ドイツの革命であつた。それは街路ではなく、学者の書齋で起きたのである」(ヴェルナー)⁽¹⁵⁾。

ただし、原初的統一体として想定されたはずの「ゲルマン・ドイツ民族」が、*Teutonic*＝「ドイツ人」として史料にその姿を現し始めるのは、ようやく一〇・一一世紀になつてからである。そこで、かかる時間的乖離を適及的に埋め合わせるべく、理論的要請の命ずるところに従つて導入されたのが「*Stamm*」、すなわち「部族」という概念である。*Teutonic*よりも五〇〇年余も前に *gens* として史料に登場し、結果的にドイツ人を構成することになつたフランク人、ザクセン人、バイエルン人、シュヴァーベン(アレマン)人は、各々固有のゲルマン諸民族ではなく、その歴史的帰結を先取りされた形で、「ドイツ諸部族 (*deutsche Stämme*)」と位置づけられた⁽¹⁶⁾。序章で引用したシュレージンガーの発言を、あらためて想起されたい。「ドイツ史の始めにはドイツ諸部族の一体性の観念があつた。ドイツ民族意識は、まさにドイツ国家を形成しようとしていたので

ある」⁽¹⁷⁾。

『アンノの歌』の伝えるカエサルとドイツ人の物語が、「ゲルマン・ドイツの連続性」という「創られた伝統」⁽¹⁸⁾と、「史実」の再構成を絶対視する「実証主義」の規範による洗礼を受けた歴史学者の眼に、歴史の「改竄」ないし単なる「寓話」としてしか映らなかつたとしても、それは至極当然であつた。文学作品としてはともかく、それを自らの民族の *Origo* を伝える「史料」として受け容れることなど到底考えられなかつたのである。むしろ、一九世紀半ば以降進行しつつあつた歴史学の政治化という潮流の中で、彼らが熱く議論を闘わせたのは、二章二節で言及したギーゼブレヒトの著作の公刊(一八五五年)を端に繰り広げられた「中世皇帝政策論争」であつた。オットー大帝以降の歴代皇帝によるイタリア政策の歴史的評価をめぐる議論において、その是非を問う視点が、「大ドイツ主義」対「小ドイツ主義」の相克という同時代の現実政治によつて規定されていたことについては、もはや贅言を要しまい⁽¹⁹⁾。

二〇世紀の半ばまで続いた論争に参加した論者が、いずれの主張に与するにせよ、参照基準とされたのが「フォルク」ないし「ネーション」に最高の正当性価値を認める近代的ナショナリズムであつた点では両者とも共通の土台に立つていた。これに対し、「ローマ」普遍的「対「ドイツ」ナショナル」という二項対立の思考カテゴリーを知らない時代に生きたライン地方の一修道士は、「想像の共同体」という幻影に惑わされることなく、中世という時代の本質をはるかに透徹した眼差しで捉えていたと言える。

再び本章の主題へと戻ろう。ドイツ人の起源説話は、なぜ他の

gens のような出自、伝説という形をとらないのか。なぜならば、単一の *gens* としての「ドイツ人」は、本源的には存在しなかったからである。共通の出自により基礎づけられた血縁共同体の一員であるという帰属意識は、すくなくとも「ドイツ人」の次元においては未生であった⁽¹⁰⁾。このことが不可解に思われるとするならば、それは、ドイツ人を「民族」⁽¹¹⁾ という観点からフランス人、イングランド人、ロシア人、ボヘミア人等々と同列に置く一方、フランク人、ザクセン人等々には——あたかも「ドイツ民族」の構成員たることを予め運命づけられていたかの如く——、その下位集団の意味での「ドイツ部族」⁽¹²⁾ としての地位しか認めなかったロマン主義以来のイメージが、多かれ少なかれ今日にもなお影響し続けているからであろう。

しかし、まさに『アンノの歌』が描き出したように、「部族」へと格下げされてしまったこれら四つの *gentes*こそ、実はヴェンスクスの意味でのエトノス、すなわち出自を共有するという確信を絆としつつ、絶えざる変成過程の中で独自の歴史意識を培いつつあった伝統共同体だったのであり、グルントマンの類型に即すれば、本来個々の「民族」として扱われるべき団体だったのである⁽¹³⁾。そして、ドイツ人は、これら自立した *gentes* が相互に対等な関係で、共に強大な支配と崇高なる権威に服することを通じて初めて誕生した上位の大集団——それを大民族 (*Großvolk*) と呼ぶか、「ネーション」と呼ぶかはさしあたり重要ではない——と位置づけられねばならない。

詩人が提示するこの見取り図は、中世におけるドイツ人の生成過程をめぐる近年の研究成果と、ほぼ合致するものでもある。すなわち、「民族」と「国家」の歴史的先後関係は、エーラーズによって逆

転させられ、ヴェルナーは、古代末期・中世初期の *gentes* が、まずカロリングガーの支配下に編入され、フランクの行政上の単位である「分国 (*regna*)」を枠組みする再編成作用 (*“Regentilisierung”*) を通じて大きく変質を遂げ、次いでこのうち東フランク王国を構成した複数の *gentes* からドイツ人が二次的に形成されていく見取り図を描き出した——「まず最初に諸民族 (*Völker*) と東フランク王国ありき」⁽¹⁴⁾。そして、かかる結果をもたらす統合力として作用したのは、ボイマンによれば個々の *gentes* の次元を超えた (*überpragential*)、普遍的・キリスト教的なローマ皇帝権⁽¹⁵⁾の観念であったとされるのである⁽¹⁶⁾。

統合の絆たるローマ皇帝権、ないしフランク的伝統という正当性原理が、仮に欠落していたとならば、その後の歴史はいつたいどのように展開したのであるうか。モラーフの推測によれば、各 *gentes* はそれぞれ別個の独自の国家形成に向かったか、あるいは力に優る単一の *gens*——例えばザクセン人——による他の諸 *gentes* に対するヘゲモニアルな支配体制の構築にいたったと考えられる。ともかく、ドイツ人のような巨大な集団が「自然に」形成されるということは、ほぼ確実に不可能であった——「ローマ帝国なくしてドイツ・ネーションなし」⁽¹⁷⁾。

ドイツ人がこうした複雑な政治的プロセスを経てようやく生み出された歴史的形成の所産であるとするならば、「ドイツとは何か」という本稿の懸案に対する返答も自ずから明らかとなるはずである。彼らが自らのアイデンティティをほとんど唯一確認できたのは、いみじくも『アンノの歌』の詩句にあるように、皇帝^(カール)により樹立された帝国において、普遍的皇帝権を支え、キリスト教世界を守護する

使命を担う同盟者として、「愛されまた重んぜられた」という確信、誇りの念に尽きるであろう。「インペリアルなライヒ観念こそ、我々「ドイツ人」のネーション意識の中世的な形態だったのである」(エーラーズ⁽¹⁰⁾)。見方を変えるならば、中世における「ドイツ人の歴史」は、「ローマ帝国の歴史」とあまりにも分かち難く結びついていたのであり、帝国の伝統から切り離された自己の固有の記憶、つまり(グルントマンの意味での)叙述すべき「民族の歴史」を、彼らは未だ有してはいなかったのである。

『アンノの歌』の作者が今日の研究者と大きく意見を異にするのは、ドイツ人の生成プロセスを画する人物として誰に着目するかという点である。前者にとつてのそれは、ローマ帝国の建国者としてのユリウス・カエサルであり、ボイマンにとつては皇帝権のローマ的性格を鮮明にすることで結果的に *supra*genti⁽¹¹⁾ な統合の契機を提供したオットー三世であった。そして、以上の概観的考察からは、「ドイツ」概念にそれまで欠けていた政治的・歴史的地平が、それぞれランペルトないし『アンノの歌』によって初めて切り拓かれたという意味において、遠き民族移動期にまで遡り、フランク王国の分裂以降胎動し始めた、長期に及ぶ錯綜した歴史的過程が、オットーネンのイタリア皇帝政策を経て、ザリーアー朝のハインリヒ四世の時代に一つの締めくくりを見出したことが確認されたはずである。叙任権闘争期に生きた不詳の詩人は——ドイツ人を早くもカエサルの時代に登場させてしまった一点を除けば——、中世におけるまさしく特殊ドイツ的な歴史伝統の創出の経緯、そして彼らの自己理解の複雑な諸相を解き明かしてみせることに見事に成功したのである。

註

- (10) H. Grundmann, *Geschichtsschreibung im Mittelalter. Gattung-en-Epochen-Eigenart*, Göttingen 1965, S. 12-17, (zuerst in: *Deutsche Philologie im Aufriß*, Bd. 3, Berlin 1957, Sp.1273-1336).
- (11) Ebd. S. 17. なお、中世ヨーロッパに著された“*Nationalgeschichte*”を包括的に取り上げたケルスケンの大著でも、ドイツは特徴的なことに考察の対象に含まれていない。N. Kersken, *Geschichtsschreibung im Europa der “nationes”. Nationalgeschichtliche Gesamtdarstellungen im Mittelalter*, (Münstersche Historische Forschungen, 8), Köln-Weimar-Wien 1995.
- (12) R. Wenskus, *Stammesbildung und Verfassung. Das Werden der frühmittelalterlichen gentes*, Köln-Graz 1961.
- (13) J. Haller, *Die Epochen der deutschen Geschichte*, Stuttgart-Berlin 1923, S. 12. ちなみに、ナチズム期に同種の発言をすることが、いかなる反響と帰結をもたらすかについては、ハラーの愛弟子であるダンネンハウアーの「事件」が象徴的である。Vgl. K. F. Werner, *Das NS-Gesichtsbild und die deutsche Geschichtswissenschaft*, Stuttgart et al. 1967, S. 48f., S. 56ff. K. Schreier, *Führertum, Rasse, Reich. Wissenschaft von der Geschichte nach nationalsozialistischen Machtergreifung*, in: *Wissenschaft im Dritten Reich*, hg. v. P. Lundgreen, Frankfurt a.M. 1985, S. 163-252, hier S. 186ff.
- (14) 「部族」を特徴づけるものとして挙げられた指標は多様であるが、このうち方言、習俗、定住形態等については、その歴史的形成の所産としての性格が既にシュタインバッハによって指摘されていた。F. Steinbach, *Studien zur westdeutschen Stammes- und Volksgeschichte*, (Schriften des Instituts für Grenz- und Auslandsdeutschtum an der Universität Marburg, 5), Jena 1926.
- (15) Wenskus, bes. S. 1ff., S. 14ff., S. 54ff. (引用文は S. 54). 同書により定礎された研究方向は、その後ウィーン大学のヴォルフラムと

その学派により発展・深化されていく。Vgl. W. Pohl, Tradition, Ethnogenese und literarische Gestaltung. Eine Zwischenbilanz, in: *Ethnogenese und Überlieferung. Angewandte Methoden der Frühmittelalterforschung*, hg. v. K. Brunner-B. Merta, (VIÖG, 31), Wien-München 1994, S.9-26. 佐藤彰一「古代から中世へ」『世界歴史』七、岩波書店 一九九八年、三二七八頁、二節「エトナスと国制」。

(50) グルンターマンは、『アンノの歌』を「民衆語による歴史詩作 (Volkssprachliche Geschichtsdichtung)」の項に分類しつつ、Grundmann, *Geschichtsschreibung*, S. 9. の分類基準に対する批判として Kersken, S.5ff. の如く H. H. Anton, *Origo gentis-Volksgeschichte. Zur Auseinandersetzung mit Walter Goffarts Werk "The Narrators of Barbarian History"*, in: *Historiographie im frühen Mittelalter*, hg. v. A. Scharer-G. Scheibelreiter, (VIÖG, 32), Wien-München 1994, S.261-307, hier S.263ff., S303ff. を参照。アンノは *Reallexikon des Germanischen Altertums* に "Origo gentis" の項の執筆を委ねられている。Vgl. ders., *Troja-Herkunft* (後註四), S.13 Anm.29. なお、佐々木博光「出自神話とみるドイツ史」『人文學報 (京大人文研)』七二、一九九二年、九七—一三三頁は、我が国の中世史研究において *Origo* 問題に先鞭をつけた画期的研究であるが、やはり『アンノの歌』には触れていない。

(51) 『アンノの歌』は、旧来ほとんどまったくグルンターマンによって文学作品としての観点から論じられてきた。成立年次その他の議論の整理として U. Liebertz-Grün, *Zum Annolied. Atypische Struktur und singuläre politische Konzeption*, in: *Euphonia* 74, 1980, S.223-256、およびキーストの編者であるネルマンの Nachwort を参照。Das *Annolied*, hg. übers. u. kommentiert v. E. Nellmann, 3. Aufl., Stuttgart 1986, S.180-191. 不詳の作者の出身地については、これをシークブルク／ケルンの位置する中部フランク

方言地方に求めるのが定説である。しかし、押韻法の特徴に着目したクラインの近年の研究によれば、東ヘッセン・チューリンゲン地方——この中にはアンノと直接・間接に関わりの深いヘルスフェルト・ザールフェルトおよびハンネブルクが含まれる (本稿三章二節参照)——の可能性が極めて高く、その東中部ドイツ語圏出身の人物が、作品をシークブルク／ケルンで著したと推定される。Th. Klein, *Zur Sprache und Herkunft des Annoliedes*, in: *bichelwort und wildiu maere. Festschrift für Eberhard Nellmann zum 65. Geburtstag*, hg. v. D. Lindemann et al., (Göppinger Arbeiten zur Germanistik, 618), Göttingen 1995, S.1-36.

(52) 史料典拠と関連文献については、拙稿「ザルンブルク大編年誌」(註一)の六章三節を参照。

(53) H. Thomas, Rezension zu: Müller-Mertens, a.a.O., in: *RhVj-bil* 40, 1976, S.280-282, hier S.280 (註四)。Vgl. ders., *Bemerkungen zu Datierung, Gestalt und Gehalt des Annoliedes*, in: *Zs. f. dt. Philol.* 96, 1977, S.24-61, bes. S.48ff., ND. gekürzt mit einem Nachtrag, in: *Die Reichsidee in der deutschen Dichtung des Mittelalters*, hg. v. R. Schnell, (WdF, 589), Darmstadt 1983, S.384-402.

(54) 中世における *Origo* 全般については、グラウス (F. Graus) の先駆的研究 *Lebendige Vergangenheit. Überlieferung im Mittelalter und in den Vorstellungen vom Mittelalter*, Köln-Wien 1975, S.81ff., S.109ff. など参照。A. Angenendt, *Der eine Adam und die vielen Stammväter. Idee und Wirklichkeit der Origo gentis im Mittelalter*, in: *Herkunft und Ursprung. Historische und mythische Formen der Legitimation*, hg. v. P. Wunderli, Sigmaringen 1994, S.27-52 など、幾多の興味深い論点を指摘している。個々の *Origo* については、Nellmann, S.92ff. の詳細な注釈の他、次の個別研究を参照。W. Störmer, *Beobachtungen zu Aussagen und Intentionen der bayerischen Stammes- "Sage" des 11./*

12. Jahrhunderts. Fiktionen-Sage-“Geschichtsklitterung”, in: *Fälschungen im Mittelalter*, Teil 1, (MGH, Schriften, 33-1), Hannover 1988, S.451-470, bes. S.459ff. Th. Zotz, Ethnogenese und Herzogtum in Alamannen (9.-11. Jahrhundert), in: *MÖG* 108, 2000, S.48-66, bes. S.64ff. M. Becher, Volksbildung und Herzogtum in Sachsen während des 9. und 10. Jahrhunderts, in: ebd. S.67-84, bes. S.72ff. フランク人のトロイア起源説話について は夥しい数の文献があるが、ここでは最新の研究として H. H. Anton, Troja-Herkunft, origo gentis und frühe Verfahrtheit der Franken in der gallisch-fränkischen Tradition des 5. bis 8. Jahrhunderts, in: ebd. S.1-30 を挙げておく。後註12の文献も参照。
- (11) 「ガリア・アルベリナ」は「10世紀末以降、オットーネン・ザリアーが支配するアルプス以北の王国の領域全般を指す地理的概念として用いられていた」。Vgl. Lugge (註7), S.123ff. 同様の「ガリア」は、古代の属州ガリアではなく、中世のロータリンゲン地方を指称している。Vgl. Nelmann, Kommentar, S.98f.
- (13) トーマスは「一九七七年の論稿(註10)以来『アンノの歌』を繰り返し取り上げている。以下の紹介は主として、その最も詳細な分析である Thomas, Caesar (註7), bes. S.251-257, S.272ff. に拠る。なお、あまり知られていない研究であるが、Warum hat es im deutschen Mittelalter keine nationale Geschichtsschreibung gegeben?, in: *Chroniques nationales et chroniques universales*, hg. v. D. Buschinger, (Göppinger Arbeiten zur Germanistik, 508), Göppingen 1990, S.165-182 は、より広い視野から捉えた俯瞰図を示す好論である。
- (14) 前出七節の *in diutissemi lande* のみは、確かに文法上単数形である。しかし、*tutsch + lant* の組み合わせは、13世紀初頭にいたるまで前置詞を伴う定型句としてのみ現れ、語義上は複数の意味で用いられていた。Vgl. K. Smits, 'tutsch' und 'lant' in mittelhochdeutschen und mittelniederdeutschen Quellen vom Anno lied bis in die zweite Hälfte des 13. Jahrhunderts, in: *Zs. f. dt. Philol.* 96, 1977, Sonderheft, S.49-86. H. Thomas, *Sprache und Nation*. Zur Geschichte des Wortes *deutsch* vom Ende des 11. bis zur Mitte des 15. Jahrhunderts, in: *Nation und Sprache. Die Diskussion ihres Verhältnisses in Geschichte und Gegenwart*, hg. v. A. Gardt, Berlin-New York 2000, S.47-101, hier S.69ff. 複数形 *deutsche Linder* の圧倒的優勢に対して、単数形の *Deutschland* の用例数が増大し始めるのは「15世紀半ば以降のことである」。Vgl. Schubert (註8), S.238ff. mit Anm.81.
- (15) Vgl. Nelmann, Kommentar, S.103f., S.113-115.
- (16) Thomas, Bemerkungen, S.58-61 bzw. S.396-400. Vgl. ders., Caesar, S.272. ランペルトの *regnum Teutonicum* の語法のみを手がかりに、そこから遡及して教皇の政治的意図までもを見抜くのは至難の業であったはずである。トーマスは「上記四〇節とグレゴリウスの一書簡 (Reg. V-7) の表現上の類似性に着目し、作者が同書簡を知っていた可能性を考量している (Bemerkungen, S.58 Anm.151 bzw. S.396 Anm.45)」。自らも認める通り推論の域を出るものではない。また、シュトルーヴェによれば「アンノの歌」の作者は「政治的立場において国王・教皇の両派いずれにも属さないむしろランペルトの保守的姿勢 (本稿三章四節) に近い人物とされるが、具体的な挙証を欠いている」。T. Struve, Reginhard von Sieburg und Lampert von Hersfeld. Hersfelder und Sieburger Überlieferungen um Erzbischof Anno von Köln im Lichte der Soester Fragmente, in: *Rh. Vjahl* 42, 1978, S.128-160, hier S.149f. 判断の可否は「長年にわたり論じられてきた作品の分類、執筆意図、対象読者等をめぐる諸問題と密接に関わっていることになるが、ここでは、そもそも詩人が、同時代の皇帝・教皇に関して驚くほど言葉少なであり、その視野の中心に位置するのは、あくまでもアンノに代表される聖界諸侯であることを確認しておきたい。Vgl. Liebertz-Grün (註8), bes. S.244ff.

- (111) Vgl. Thomas, Bemerkungen, bes. S.36ff. Liebertz-Grün, S.234-236. Nelmann, Kommentar, S.90f, S.101f; Nachwort, S.186f. 中世のドイツ人歴史家としてのグロウスGraus, *Vergangenheit* (註111), S.218ff. 697 H. Fichtenau, Vom Verständnis der römischen Geschichte bei deutschen Chronisten des Mittelalters, in: ders., *Beiträge zur Mediävistik*, Bd.1, Stuttgart 1975, S.1-23, hier S.12ff., (zuerst in: *Festschrift Percy Ernst Schramm*, hg.v. P. Classen-P. Scheibert, Bd.1, Wiesbaden 1964, S.401-419) 7 944-945 U. Schulze et al., Art. Caesar im Mittelalter, in: *Lexikon des Mittelalters*, Bd.2, 1983, Sp.1355ff. 944参照。
- (112) Vgl. H. Thomas, Ein Quellenfund zum Annoled. Die Fragmente von Reginhards Vita Annonis, in: *Zs. f. dt. Philol.* 97, 1978, S.403-414, hier S.412f.
- (113) Vgl. Nelmann, Kommentar, S.98, S.100f.
- (114) 247 447 Nelmann, Nachwort, S.189f. 944-945 Thomas, Caesar, S.255ff. 244参照。
- (115) *Stichische Weltchronik*, hg. v. L. Weiland, (MGH Deutsche Chroniken, 2), Hannover 1877, cap.27, S.86, Z.36ff. Vgl. Fichtenau, S.13.
- (116) Fichtenau, S.14.
- (117) Vgl. Koch (註88), S.111ff. O. Engels, Das Reich der Salier-Entwicklungslinien, in: *Die Salier* (註117), Bd.3, S.479-541, hier S.538ff.
- (118) Adam von Bremen, *Hamburgische Kirchengeschichte*, hg. v. B. Schneider, (MGH SS rer. Germ.), Hannover-Leipzig 1917, III-cap.1, S.142. Vgl. R. Buchner, Die politische Vorstellungswelt Adams von Bremen, in: *AKG* 45, 1963, S.15-69, hier S.29ff.
- (119) Vgl. Frutolfi chronica, in: *Frutolfs und Ekkehard's Chroniken und die anonyme Kaiserchronik*, hg. u. übers. v. F.-J. Schmale-L. Schmale-Ott, (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters, 15), Darmstadt 1972, S.48, S.56, S.62, S.72 u.ä. 同様の観点から シャンブローのレジューン(1010年頃—1111年) フロマンヌ・スコレーヌ(1018年—1082年)等の観察対象の『年代記』にも共通する。 Vgl. Müller-Mertens, S.302-315.
- (120) Adam, I-cap.11, S.11.
- (121) *Vita Heinrici IV. imperatoris*, hg. v. W. Eberhard, (MGH SS rer. Germ.), Hannover 1899, cap.1, S.9. Vgl. Müller-Mertens, S.289-293. 父子が相対する混乱状況における自らの名を敢えて秘匿した著者と関つたが、その隠された素顔をヴァルツブルク司教エプシヘン(1011-1111年)の中に見出すのは目上の通説であるが、在ハンバースペーン、聖ロムルス修道院の1修道士は終つてオットンヤの業績は説得力がある。 Vgl. E. Freise, Die Äbte und der Konvent von St. Emmeran im Spiegel der Totenbuchführung des 11. und 12. Jahrhunderts, in: *Das Martylog-Necrolog von St. Emmeran zu Regensburg*, (MGH Libri Memoriales et Necrologia, NS. 3), hg. v. dems.-D. Geuenich-J. Wollasch, Hannover 1986, S.96-106, hier S.101.
- (122) Vgl. A. Borst, *Der Turmbau von Babel. Geschichte der Meinungen über Ursprung und Vielfalt der Sprachen und Völker*, Bd.2-1, Stuttgart 1958, S.450ff.; Bd.4, 1963, S.1915 mit Anm. 108. W. Sanders, Grundzüge und Wandlungen der Etymologie, in: *Etymologie*, hg. v. R. Schnitt, (WdF, 373), Darmstadt 1977, S.7-49, hier S.21ff., (zuerst in: *Wirkendes Wort* 17, 1967, S.361-384).
- (123) 註11 註11「ギルンベルク大編年誌」四章を参照。
- (124) Vgl. Thomas, Caesar, S.251 Anm.34. Ders., Nationale Geschichtsschreibung (註124), S.176.
- (125) 参照 R. Schieffer, Frankreich (註125), S.44ff. 江口照「中世フランス王国の民族意識——十一—十二世紀」中村賢一郎編『国家——理念と制度』京都大学人文科学研究所 一九八九年 一一四〇

頁、第三章。

- (132) Alexander von Roes, *Memoriale de prerogativa Romani imperii*, in: ders., *Schriften*, hg. v. H. Grundmann-H. Heimpel, (MGH Staatschriften des späteren Mittelalters, 1-1), Stuttgart 1958, cap.16, S.108-112. Vgl. Borst, Bd.2-2, 1959, S.824f. J. Garber, Trojaner-Römer-Franken-Deutsche, “Nationale” Abstammungstheorien im Vorfeld der Nationalstaatsbildung, in: *Nation und Literatur in Europa der Frühen Neuzeit*, hg. v. K. Garber, (Frühe Neuzeit, 1), Tübingen 1989, S.108-163, hier S.137-143. H. Kästner, Der “grobmächtige Riese und Recke Theuton”. Etymologische Spurensuche nach dem Urvater der Deutschen am Ende des Mittelalters, in: *Zs. f. dt. Philol.* 110, 1991, S.68-96, bes. S.81ff.

- (133) Vgl. Thomas, Caesar, S.274 Anm.158. Fried, *Weg* (註25), S.114.アレクサンダーが構想する普遍世界の秩序観において、皇帝権が教皇権とともに占める決定的重要性、ならびにそれとは対照的な「キーン人」「キーン王国」概念の不明確性について、西川洋一「Alexander von Roes による十三世紀後半のキーン意識」、『大阪市立大学・法学雑誌』四一—四二、一九九五年、七二—七五〇頁を参照。Vgl. M. Fuhrmann, *Alexander von Roes: ein Wegbereiter des Europagedankens?*, (Sb. d. Heidelberger Akad. d. Wiss., phil.-hist. Kl., 1994, Bericht 4), Heidelberg 1994, bes. S.25.

- (134) 以下、近代人の抱く中世像とその「神話化」の過程に関しては、グラウスによる「ゲルマン＝ドイツの連続性」批判と「ゼーの」ゲルマン人イデオロギー」に関する一連の研究が特に有益であった。Graus, *Vergangenheit*, S.240ff., S.290ff.; ders., *Verfassungsgeschichte* (註25). K. v. See, *Barbar* (註27). 参照、佐々木前掲論文(註25)「三章以下」。

- (135) Vgl. H. Thomas, *Die Deutsche Nation und Martin Luther*, in: ders., *Essays* (註28), S.28-52, (zuerst in: *Hjb* 105, 1985, S.426-

454).

- (136) ちなみに、アレクサンダー・フォン・フンボルトは「タキトゥスの」再発見、を「ロンブスによる「新大陸発見」に匹敵する偉業」と讃えたこと。Vgl. U. Muhlack, *Die Germania im deutschen Nationalbewußtsein vor dem 19. Jahrhundert*, in: *Beiträge zum Verständnis der Germania des Tacitus*, Teil 1, hg. v. H. Jankuhn-D. Timpe, (Abhh. d. Akad. d. Wiss. in Göttingen, philol.-hist. Kl., 3-175), Göttingen 1989, S.128-154, hier, S.129. タキトゥスの受容史については、同論文集所収の諸論稿の初、H. Munkler-H. Grünberger-K. Mayer, *Nationenbildung. Die Nationalisierung Europas im Diskurs humanistischer Intellektueller. Italien und Deutschland*, (Politische Ideen, 8), Berlin 1998, S.163ff., 34-47 W. Pohl, *Die Germanen*, (Enzyklopädie deutscher Geschichte, 57), München 2000, bes. S.59ff.の概観を参照。

- (137) アルミニウス／ヘルマンに関する叙述は、Graus, *Vergangenheit*, S.246-254に依拠したが、近年の研究は「ラテン語で著したフッテンの」後世に対する影響力の過大評価を修正する一方、クロムプシュトック（一七六九／八四／八七年）「クライスト」「グランス（一八三八年）」の陰にあつてつれまであまり注目されてつれなかった一八世紀半ばの作品群の重要性を見直つてつれある。Vgl. Munkler-Grünberger-Mayer, bes. S.266 Anm.13. H.-M. Blitz, *Aus Liebe zum Vaterland. Die deutsche Nation im 18. Jahrhundert*, Hamburg 2000, S.42ff., S.91ff. なお「ゼー」近代における「キーン人」としての自己理解が「ほとんど常に何らかの「他者」ないし「敵」に向けたアンチテーゼとしての性格を内包しており、その時々状況において相手を代えつても、新たに活性化してつる点に注意を喚起してつる。K. v. See, *Deutsche Germanen-Ideologie. Vom Humanismus bis zur Gegenwart*, Frankfurt a. M. 1970, S.9ff. 中世とは異なり（註28を参照）近代初期以降のヨーロッパにおけるナショナルアイデンティティ形成のプロセスが、他方で民族的偏見の

助長という現象を随伴していたこと、とりわけ革命期以降のドイツ・ナショナリズムの高揚によって、「宿敵フランス (Erfbeind Frankreich)」というステレオタイプ化されたイメージが重要な構成要素をなしていたことについて、それぞれ次の研究を参照。W. Schulze, Die Entstehung des nationalen Vorurteils. Zur Kultur des Wahrnehmung der fremder Nationen in der europäischen Frühen Neuzeit, in: *GWU* 46, 1995, S.642-655. M. Jeismann, *Das Vaterland der Feinde. Studien zum nationalen Feindbegriff und Selbstverständnis in Deutschland und Frankreich 1792-1918*, (Sprache und Geschichte, 19), Stuttgart 1992.

(181) ただし、坂井栄八郎氏によれば、「ローマ帝国の分裂」とは一般に考えられているとは異なり、同日の出来事ではなく、八月一日におきたライン連盟諸邦の帝国脱退宣言を指しているとされる。以上、引用文と併せ、同『ゲーテとその時代』朝日新聞社 一九九六年、一〇頁、二〇八頁、二二一頁に拠る。

(139) 参照、山田欣吾「一八世紀の『ドイツ民族』——事典・辞典類の記述を素材として」『一橋論叢』一一〇—四、一九九三年、六三九—六五四頁。

(140) 以上の「問題設定と理想像の時代拘束性」については、それを副題とするベッケンフェルデの先駆的研究 (W. Böckenförde, *Die deutsche verfassungsgeschichtliche Forschung im 19. Jahrhundert. Zeitgebundene Fragestellungen und Leitbilder*, (Schriften zur Verfassungsgeschichte, 1), 1961, 2. Aufl., Berlin 1995, hier S.75ff.) は、K. v. See, Vom 'edlen Wilden' zum 'Volk der Dichter und Denker'. Die Anfänge der Germanen-Ideologie, in: ders., *Barbar* (註27), S.61-82, hier S.67, S.76ff. の他、註27、28に挙げた Werner, *Anfänge*, bes. S.23f., S.33. Ders., *Volk, S.172-175*, Schulze, bes. S.170ff., S.177ff. を参照。ただし、ヘルダーからドイツ・ナショナリズムへの道は、直線的に展開しているのではなく、彼自身はむしろ啓蒙主義的な世界市民主義の理念に忠実であった。Vgl. K. H. Metz,

Nation und Geschichte. J. G. Herder und die Genesis der Nationalidee an der Schwelle zur modernen Zeit, in: *Saeculum* 37, 1986, S.366-376. B. Schönmann, Art. Volk, Nation, Nationalismus, Masse (VI-XII), in: *Geschichtliche Grundbegriffe* (註27), Bd.7, S.281-380, hier S.316-319. H. Schultz, Mythos und Aufklärung. Frühformen des Nationalismus in Deutschland, in: *HZ* 263, 1996, S.31-67, hier S.42ff. ちなみに、地域的に極めて多彩な方言や身分間の差違を超えた標準語としての新高ドイツ語は、ヘルダーの生きた時代になおその確立途上にあった。彼が情熱を込めて説いた「共通の言語」あるいは「最初のドイツ国歌」とでも呼べる「ドイツ人の祖国とは何か」(一八一三年) の一節でアルントが賛美した言語共同体——「ドイツの祖国とはドイツ語が響くところすべて」——なるものは、実体というよりは多分に願望に近かった。

Vgl. A. Gardt, *Nation und Sprache in der Zeit der Aufklärung*, in: *Nation und Sprache* (註14), S.169-198. Blitz, S.355ff. しかん、J.・グリム(一八四〇年)に始まる「deutschの起源」の探求において、かかるロマン主義的伝統は、ナチズム期における人種理論との結びつきを経て、実に二〇世紀後半にいたるまで学界を支配していることになる。K. v. See, *Völkische Ideologie und Sprachforschung im 19. und 20. Jahrhundert*, in: ders., *Barbar*, S.135-160, bes. S.153ff. は、習作ながら、拙稿「“Theodiscus”の起源——J・ヴァイスゲルバーの所説の検討を中心に」『北大史学』三二、一九九一年、一一—六頁を参照されたい。もとより、(本稿をも含めた)近年の研究として、かかる時代拘束性を逃れた「客観性」を主張するものもいくつかある。Vgl. Graus, *Verfassungsgeschichte*, bes. S.36f., S.580, S.589.

(141) 最初の『ドイツ民族の歴史』がルーテン(一七七八—一八四七年)により公刊されたのは一八二五年であるが、著者によればその構想は二〇年前に遡るとされる。H. Luden, *Geschichte des deutschen Volkes*, 12Bde., Gotha 1825-37. Vgl. Bd.1 Vorwort, S.XI. 彼

の歴史観とその限界について、Schönemann, S.342f. の他、特に R. Nürberger, Heinrich Ludens Auffassung von der Einheit der deutschen Geschichte, in: *Staat und Gesellschaft im Zeitalter Goethes. Festschrift für Hans Tümmeler zu seinem 70. Geburtstag*, hg. v. P. Berglar, Köln-Wien 1977, S.229-240. ただし「ドイツ国民の歴史」を主題とする歴史叙述(“deutsche Nationalgeschichtsschreibung”)の歴史に関しては、意外なことにまだ本格的研究がなされてはいない。そしてあたり Schulin (註6), S.16-26 の概観を参照。

(42) Werner, *Anfänge*, S.23. “ゲルマン＝ドイツの連続性”によって定礎された中世史研究がその後歩んだ“ドイツの特有の道”については、Graus, *Verfassungsgeschichte*, bes. S.539ff., S.565 を参照。B. Schneidmüller, in: *HZ* 270, 2000, S.403-405 の書評は、かかる歴史理解がなお今日の教養知識人層においても完全に払拭されていない一例を挙示している。

(43) Vgl. Werner, *Volk*, S.174f. *Volk* と *Stamm* は、一八・一九世紀の交頭までほぼ同義で用いられていた(ヘルダー、J・グリム等)。いわゆる“部族”を指称する際、アイヒホルンやランケは、それを“deutsche Völker”と呼んでいて、“deutsche Hauptnationen”という表記も見出される(H・シムナーゲル)。Vgl. P. Kirm, *Aus der Frühzeit des Nationalgefühls. Studien zur deutschen und französischen Geschichte sowie zu den Nationalitätenkämpfen auf den britischen Inseln*, Leipzig 1943, S.114. Dets., Rezension zu: Marquardt, in: *DA* 6, 1943, S.276. O. Brunner, Rezension zu: Hugelmann (註5), in: *HZ* 186, 1958, S.103-111, hier S.108ff. Wenskus, S.82ff. “諸部族 (Stämme)”から構成された“ゲルマン民族 (deutsches Volk)”という語法が最初に確認されるのは、グルントマンによれば、F・L・ヤーンの *Deutsches Volkstum* (一八一〇年) というゲルマンの一書簡(一八一五年)である(註6)。H. Grundmann, *Stämme und Länder in der deut-*

schen Geschichte, in: *GWU* 6, 1955, S.591-607, hier S.601. ただしこれらの研究が繰り返す典拠として挙げられる I.-M. Marquardt, *Volk im Mittelalter. Seine Spiegelung im historischen Schrifttum von Herder bis Burchard*, Diss. München, Emsdetten 1940 のヘルダー以降の主要な歴史家、思想家たちの著作におけるフォルク概念と彼らの中世観を分析したものであり、*Volk* と *Stamm* の語法にはまったく立ち入っていない。「部族概念の歴史の考察に際しては、一九世紀の政治理念史の相当部分が模範的に論じられるかもしれない」というヴェンスクスの指摘(Wenskus, S.14)あるいは、フランク人、サクセン人等々が一個の *Volk* としての地位を最終的に失い、これを *Stamm* と表記する語法が定着するに際しては、三月革命期のドイツ統一運動やビスマルク時代の政治的影響が作用したというキルンの推論(Kirm, *Frühzeit*, S.114)は、おそらく正鵠を射ているものと予想される。しかし、その詳細な概念史研究は、管見する限り未だ著されてはおらず、中世史学史の課題としてなお残されたままである。

(44) 註4。

(45) 近代ヨーロッパにおいて創造されたナショナルな“神話”の諸事例については、*Mythos und Nation*, hg. v. H. Berding, (Studien zur Entwicklung des kollektiven Bewusstseins in der Neuzeit, 3), Frankfurt a.M. 1996 の各論稿を参照。

(46) 『フンンの歌』は一八九五年「トリアーのシルヴェスター」とともに確かにMGHの「ドイツ語年代記」の部門に収録された。*Der Trierer Silvester*, hg. v. C. Kraus, *Das Annolet*, hg. v. M. Rödiger, (MGH Deutsche Chroniken, 1-2), Berlin 1895. しかしその位置づけは、史料的价值を高く評価された『皇帝年代記 (Kaiserchronik)』の付録 (Anhang) でしかなく、当該部門を統括するデュムラーは、上記二点の詩作の採録理由について「それらの乏しい歴史的内容を、言語ならびに文学史上の関心が償ってくれるかもしれない」と弁明している。E. Dümmler, *Vorrede*

(1895), in: *Die Kaiserchronik eines Regensburger Geistlichen*, hg. v. E. Schröder, (MGH Deutsche Chroniken, 1-1), Berlin 1892, S. VI. Vgl. ders., in: *NA* 19, 1894, S.5. ちなみに、一九世紀初頭以降、ロマン主義的な中世への憧憬を背景に、ドイツ人の氣質を最も典型的に表現した文学作品として、「国民的叙事詩」——「ドイツのイリアス」——の地位を獲得したのは、『ニーベルングンの歌』であった。しかし、この長大な作品中、*deutsch* への言及がただの一例しかないことは（一三五四節）しばしば見落とされていた。Vgl. K. v. See, *Das Nibelungenlied. Ein Nationalepos*?, in: ders., *Barbar* (註57), S.83-134, hier S.124, (zuerst in: *Die Nibelungen. Studien und Dokumente zur Rezeption des Nibelungenstoffs im 19. und 20. Jahrhundert*, hg. v. J. Heinze-A. Waldschmidt, Frankfurt a.M. 1991, S.43-110).

[17] Vgl. H. Boockmann, Ghibellinen oder Welfen, Italien- oder Ospolitik. Wünsche des deutschen 19. Jahrhunderts an das Mittelalter, in: ders., *Wege ins Mittelalter*, hg. v. D. Neitzert-U. Israel-E. Schubert, München 2000, S.397-413. (zuerst in: *Italia e Germania. Immagini, modelli, mit fu due popoli nell' Ottocento: il Medioevo. Das Mittelalter. Ansichten, Stereotypen und Mythen zweier Völker im neunzehnten Jahrhundert: Deutschland und Italien*, hg. v. R. Elze-P. Schiera, (Annali dell' Istituto storico italo-germanico in Trento, Contributi, 1), Bologna-Berlin 1988, S.127-150). オットー大帝に対する歴史的評価の変遷に焦点を絞った興味深いエッセイが、最近フリートによつて著された。J. Fried, Otto der Große, sein Reich und Europa. Vergangenheitsbilder eines Jahrtausends, in: *Otto der Große, Magdeburg und Europa*, hg. v. M. Puhle, Bd.1, Mainz 2001, S.537-562. 特に、ブラクマン、オーバン等の研究姿勢に対する極めて手厳しい批判が目を引く。中世史研究と一九三三年ないし一九四五年以降の同時代状況との関係全般については、ヴェルナー、グラウス、シュライナーの諸研究

(註39、註104)がその先鞭をつけていたが、フリードリヒの問題意識は、周知のようにここ数十年來学界を賑わせているヴァイマル期からナチズム期における歴史学と政治の関わりをめぐる議論の文脈に位置づけられる。また、これと密接に関連する「フォルク史」、ないし「フェルキッシュ」な歴史観のイデオロギー性と方法論上の「革新性」をめぐる論争の中でも、先にその名を挙げたシュタインバッハ(註105)の属するボン学派、シュレージンガー(註4)のライプツィヒ学派に対する評価が重要な位置を占めている。しかしながら、本稿はこれらの論点に立ち入る場ではないし、目下のところ筆者にはその準備も欠けている。さしあたり、西川洋一「VolksgeschichteとVerfassungsgeschichte——ドイツ国制史研究への一視角」、『国家学会雑誌』一〇九・九・一〇、一九九六年、一三〇—一七一頁、およびその後に公刊された次の論文集を参照。*Geschichtsschreibung als Legitimationswissenschaft 1918-1945*, hg. v. P. Schöttler, Frankfurt a.M. 1997 (邦訳、P・シエッターラー編 木谷勤他訳『ナチズムと歴史家たち』名古屋大学出版会二〇〇一年)。*Deutsche Historiker im Nationalsozialismus*, hg. v. W. Schulze-O. G. Oexle, Frankfurt a.M. 1999, ZfG 49, H.1, 2001, S.5-61.

(148) Vgl. D. Langewiesche, 'Nation', 'Nationalismus', 'Nationalstaat' in der europäischen Geschichte seit dem Mittelalter – Versuch einer Bilanz, in: *Föderative Nation. Deutschlandkonzepte von der Reformation bis zum Ersten Weltkrieg*, hg. v. dems.-G. Schmidt, München 2000, S.9–30, hier S.12f., S.17f., S.28.

(149) この点については、佐々木前掲論文、一〇二頁もほぼ同じ結論に到達している…「出自神話という観点から見ると、中世のドイツは、民族意識、すなわち出自を共有するという信仰にもとづく連帯感がまったく希薄であったといえよう」。

(150) ただしヴェンスキウスも、Stamm 概念の時代拘束性を認識しつつも (註143)、旧来の語法を踏襲し、またそれを規定する伝統的歴史像の呪縛をなお完全には脱することができなかった。Vgl. Wer-

ner, Volk, S.174 Anm. 8. また、例えばヴェルナーは、早くから *gentes* を Völker と訳し、同時に *Origo gentis* の重要性を指摘していたが、Volk と同じく Stamm を頻繁に併用しており、両者の関係は不明確である。E. Zöllner, *Die politische Stellung der Völker im Frankenreich*, (VIOG, 13), Wien 1950, bes. S.35ff., S.46ff. 逆に、ヴェルナーが「ロマン主義的な伝統概念に囚われていた」(Werner, Volk, S.178) と批判するグルントマンは、あまり知られていない別の論稿において、研究史と用語法の整理を、当時としては先見的な観点から提示している。Grundmann, Stämme (註13)。ともあれ、特殊ドイツ的な視角の問題性を、特にフランスとの比較から鋭く認識し、Stamm を Volk へと読み替える必要を強く訴え、かつ自ら一貫して用いたのは、ブリュールがおそらく最初であろう。Brühl, *Deutschland* (註40), Kap.4-1: “*Gens-natio-populus*. Völker oder Stämme im 9. und 10. Jahrhundert?”, S.243-267, bes. S.260ff. Vgl. J. Jarnut, Gedanken zur Entstehung des mittelalterlichen deutschen Reiches, in: *GWU* 32, 1981, S.99-114, hier S.99. もともと、Stamm、Volk、あるいは Nation のいずれも、近代に刻印されたイデオロギー的負荷を背負っているが故に、学術用語としては問題があり、またそれを使用する各研究者の理解と語法上の相違が深刻な混乱を招いているのも事実である。本稿で便宜的に用いている *gens* も、確かに本来は史料から採られて用語ではあるが、またその例外ではない。Vgl. Pohl, Tradition (註90), S.12f. Ders., Art. Gentilismus, in: *Reallexikon der Germanischen Altertumskunde*, 2. Aufl., Bd.11, Berlin-New York 1998, S.91-101. B. Schneidmüller, Nomen gentis: Nations- und Namenbildung im nachkarolingischen Europa, in: *Nomen et gens. Zur historischen Aussagkraft frühmittelalterlicher Personennamen*, hg. v. D. Geuenich-W. Haubrichs-J. Jarnut, (RGA, Erg.-Bd.16), Berlin-New York 1997, S.140-156, bes. S.143ff. H.-W. Goetz, *Gentes*. Zur zeitgenössischen Terminologie und Wahrnehmung ostfränk-

ischer Ethnogenese im 9. Jahrhundert, in: *MIOG* 108, 2000, S.85-116, bes. S.85ff., S.100f.

(註) Vgl. Ehlers, Nation (註9), bes. S.26ff. Ders., Die Entstehung der Nationen und das mittelalterliche Reich, in: *GWU* 43, 1992, S.264-274, hier S.274: 「歴史的経過の逆転、すなわち「ライヒ」の成立に先行する」民族の生成と民族意識によるライヒの形成という公準の中に、ドイツの歴史像に関する悲劇的な誤りが存する」。

(註) Werner, *Deutschland* (註9), Sp. 787. Vgl. ders., Volk, S.178, S.243f. Völker und Regna, in: *Beiträge zur mittelalterlichen Reichs- und Nationsbildung in Deutschland und Frankreich*, hg. v. C. Brühl-B. Schneidmüller, (HZ, Beiheft, 24), München 1997, S.15-43.

(註) Vgl. Beumann, Kaisertum (註76). 拙稿「オットー三世」(註6) 四章。一二二〇〜三四年頃にマイケ・フォン・レプゴウが綴った次の一節も、同様の文脈の中で解釈されるべきであろう。「いずれのドイツの地方 (*lant*) も宮中伯をもっている。[すなわち] ザクセン、バイエルン、フランクンおよびシュヴァベン。これらはすべて王国 (*koninriche*) であった。その後、ローマ人が彼等を征服して以来、彼等は名を変えて大公 (*herzoge*) と呼ばれたが……」(三・五三・一)。「ザクセンシュピール・ラント法」久保正幡・石川武・直居淳訳、創文社一九七七年、二九八頁。

(註) Moraw (註23), S.36f. (引用文は S.39)° Vgl. Grundmann, Stämme (註13), S.600. 中世盛期の *gentes* は既に「多かれ少なかれその形を歪められた、アルカイックな中世初期の遺物」(シュナイトツラー) と化していたわけではない。むしろ、「カロリング帝国の崩壊は、ザクセン人の例が示すように、「脱フランク (Entfrankung)」と云う起爆剤として、*gens* の再活性化を促す方向で作用した。また、結果的にドイツ人へと統合された *gentes* は、そこに「部族」としての安住を約束された「指定席」を見出したのではない。シュヴァーベン人とバイエルン人が一一世紀末になつてよ

うやく自己の *Origo* を獲得したことや、中世後期の「東方植民」に伴う「新部族 (Neustämme)」の形成——ポンメルン人、メックレンブルク人、シュレジエン人等々——から窺い知ることができると、*gens* は「全体」を構成する「部分」、すなわちドイツ人を堅固に支える「礎石」に留まることなく、それ自体恒常的な生成・変容のプロセスにさらされ続けていくことになるのである。それ故、両者のエトノス生成は、単なる上下のヒエラルキー構造としてではなく、多様な形態をとりつつ長期にわたり同時並行的に展開された相互関係として把握されねばならない。Vgl. B. Schneidmüller, *Reich-Volk-Nation. Die Entstehung des deutschen Reiches und der deutschen Nation im Mittelalter*, in: *Mittelalterliche nationes* (註82), S.73-101, hier S.81 (引用句)。Ders., *Völker-Stämme-Herzogtümer? Von der Vielfalt der Ethnogenesen im ostfränkischen Reich*, in: *MIÖG* 108, 2000, S.31-47, bes. S.37ff.こうした視角は必然的に、史料に現れる *gens* とは何かをあらためて問い直す作業へと通じていくが、実のところそれはようやく緒に着いたばかりである。*MIÖG* の同号に併載された Becher (註11)・Zotz (註11)・および Goetz (註150) の各論稿を参照。

(註1) J. Ehlers, *Schriftkultur, Ethnogenese und Nationsbildung in ottonischer Zeit*, in: *FMSI* 23, 1989, S.302-317, hier S.310.なお、「一二世紀になると」「帝権移譲論 (Translatio Imperii)」をめぐる活発な理論展開において、八〇〇年のカールの皇帝戴冠をもってローマ皇帝権はギリシア人からフランク人／ドイツ人の手に移転したという解釈が一般化ようになる。ゲッツによれば、かかる論理は「彼ら〔ドイツ人〕の自意識を弱めたのではなく、むしろ高めさせた」のであり、ゲッツはこの文脈の中にソールズベリーのジョン(一一一五年頃—八〇年)の有名な発言を位置づけている——「誰がドイツ人を諸民族の裁判官に任じたのか?」。また、オットー・フォン・フライジング(後述五章)を筆頭とする同時期のドイツの歴史叙述者が、好んで「世界年代記 (*Welt-chronik*)」を著

したのも、まさに「ローマ帝国 (*Imperium Romanum*) に生きているという感情」に発するものであったという。W. Goetz, *Translatio Imperii. Ein Beitrag zur Geschichte des Geschichtsdenkens und der politischen Theorien im Mittelalter und in der frühen Neuzeit*, Tübingen 1958, S.111, S.131 mit Anm. 1.

(註150) 『アンノの歌』では「ローマ人」としてカエサルのみならずカト、ポンペイウス等が登場するのに対し、「ドイツ人」を構成する個々の人物の名前が挙げられていないことを想起されたい。ただ一人の例外は、フランクであるが、彼もドイツ人ではなく、「フランク人」の始祖として現れる。フリートの指摘するドイツ概念の「輪郭の曖昧さ」(本稿二章二節)は、ここにも妥当する。

(註151) Beumann, *Kaisertum*, S.110.

(註152) Vgl. Schneidmüller, *Reich* (註154), bes. S.94ff. ザーリアー時代の「移行期」なごう「変革期」としての性格については、本稿と異なる側面についても指摘されている。Vgl. St. Weinfurter, *Herrschaft und Reich der Salier. Grundlagen einer Umbruchzeit*, Sigmaringen 1992, bes. S.9ff.

五章 結びに代えて——「ローマ人の国王」と「ドイツ王国」

教皇グレゴリウス七世が一〇七〇年代半以降自覚的に選び取った「ドイツ王国」に関する語法は、アルプス以北においてこれらの名辞が普及・定着する契機となった。しかし、この副産物とは対照的に、彼が「戦いの言葉」に込めた本来の望みは、結果的に「ドイツ人」の間に受け容れられることはなかった。むしろ、教皇の攻撃は、一方において、反国王派でありながら教会改革にも批判的なラッパルトをして、「ドイツ王国」概念にポジティブな政治的意味内

容を付与させる引き金となった。『編年誌』が綴らなかつた「ドイツ人の歴史」について、『アンノの歌』はその特殊な起源説話を描き出してみせることで、ランペルトとは異なり後世に対し相当の影響を与えることができた。もつとも、カエサルから詩人の生きる「現在」までの間に大きな歴史の溝を残したままではあつたが。

他方、争いの当事者である国王とその支持者は、自らの地位の低下を意味する「ドイツ王国・国王」の使用を忌避しつつも、支配権の正当性をあらためて理論的に発展・深化させる必要に迫られていた。その一つの表現は、ザーリアー王権のローマ的性格を前面に打ち出したフルトルフ、『皇帝ハインリヒ四世伝』等の著作である。他の選択肢は、「ローマ」と並ぶもう一つの正当性の原理、すなわち、一一世紀の前半以降薄れつつあつたフランク的伝統への記憶を、あらためて蘇らせることであつた。

ランペルトやフルトルフが一〇七七年に樹立されたルードルフの対立王権を正当化すべく、「フランク」を引き合いに出していたことについては、既に紹介した(三章四節)。同時代の出来事に関して「フランク人の王国」を用いたのは、両者がおそらく最後であると考えられる。これに対し、ヘルスフェルト修道院におけるランペルトの弟子と目される人物は、皇帝派の立場に身を置きつつ、ハインリヒの支配権のフランク的性格を他に類例を見ないほど明確に一貫して強調する。そして、その論証に際し、彼が用いたのは「歴史的議論(historisches Argument)」の手法であり、その重点は過去からの連続性に置かれる。

一〇八〇年の一連の事件——ハインリヒの再度の破門、グレゴリウスによるルードルフ王権の承認、対立教皇クレメンス三世の擁立

——は、王国と教会それぞれの分裂を招くと同時に、「論争文書(Libelli de lite)」を通じての理論面における華々しい闘争が展開される動因となつた。多彩な文書群の中にあつて「最も重要でまた価値のあるもの」とされる『教会統一擁護論』(一〇九一—九三年成立)において、かの不詳の修道士は、「nomen-potestas 理論」「帝権移譲論」等を駆使しつつ、ビピンが最初の「フランク人の国王」「ローマ人の守護者」に選ばれ、カール大帝が「ローマ人の皇帝」の称号を与えられたのは、教皇の権限ではなく神の御意志によるものである、と論じる。そして、世襲権が神の御加護の証であることを強調しながら、これらの地位を父祖から正当に受け継いだハインリヒを、「現今における(nostri temporis)フランク人の国王にしてローマ人の皇帝(rex Francorum et imperator Romanorum)」と呼び、彼を今もなお絶えることなく存続する「フランク」の正当な後継者として位置づけるのである。

一一世紀末頃以降、「ドイツ王国」概念は、「戦いの言葉」としてのポレミッシュな性格を次第に失い、両陣営の争いの圏外に位置する知識人たちによつても用いられていくようになる。ハインリヒ五世期(在位一一〇六—一〇二五年)になると、皇帝側の著作においても、かつてのネガティブな意味合いが失われつつあるのが確認される。一一一年のローマにおける劇的な皇帝戴冠からまもなく、皇帝は、彼のカンツライに属する一聖職者に、「カール大帝から彼自身の時代(sua tempora)」にいたるまでの歴史を誌すよう委嘱した。こうして著された『皇帝年代記』(一一一四年頃成立)の序言は、その前半部で自らの君主を次のように賞賛する。彼が「ローマ帝国(Romanum Imperium)」の統治を委ねられたことを「ローマなら

びにドイツの全世界 (*universus orbis tam Romanus quam Teutonicus*) が歎喜している」。そして、この著作の唯一の目的は、「ローマ帝国とドイツ王国の名誉 (*tam Romani imperii quam Teutonici regni honor*) に資することであり、両国の統合はフランク人のカールの下で始まった」と——。著者は、カール統治下の王国について、それを既にドイツ王国と見なしている。かかる見解を提示したのは、この作品が最初である。つまり、『教会統一擁護論』が過去のフランク王国の歴史を「現今」に向かって引き延ばしたのに対し、『皇帝年代記』は、逆に「彼自身の時代」のドイツ王国を過去へと遡って押し広げたのである。

しかしながら、著者はカールを「ドイツ人」ではなく、上記のように「フランク人」としていることに留意されたい。そして、叙述をさらに読み進めていくと、この「ドイツ王国」なるものは、ランペルトの語法と同様、事実上「フランク人の王国」と同義であることが明らかとなる。序言の後半部では、この書の構成が次のように説明される。第一巻では「極めて高貴な *gens*」つまり「フランク人の起源 (*origo Francorum*)」から、「この *gens* の国王たちの時代」までを、第二巻はカール大帝による皇帝権樹立から、「その後ローマ帝国がいかに、かの *gens* の後継諸王によって見事に統治されたか」を、そして最後の第三巻はハインリヒ五世の偉業を取り上げる、と。第二巻の緒言に相当する箇所でも、カールは、「ローマ皇帝権の栄誉に浴した最初のフランク人の国王 (*rex Francorum*)」と讃えられ、さらに「彼の功績、徳、そして賢明さの故に、フランク人の王国 (*regnum Francorum*) は、神の御意志により聖なるローマ教会と固く結びつけられたのであり、皇帝をかの *gens* 以外

から選ぶことは神の法に反することであろう」と続くのである。⁽¹⁷⁾

それでは、作品を献呈されたハインリヒ自身は、いかなる自己理解を有していたのであろうか。⁽¹⁸⁾ 一一〇四年に始まる父帝に対する反逆を経て、一一〇六年に正式に登位した新国王は、旧来の単なる「国王 (*rex*)」という称号に新たな名辞を加えて名乗り始めた。もとより彼が選択したのは、三〇年前にグレゴリウスが権威を貶める意味合いを込めて父を指称した「ドイツ人の国王 (*rex Teutonicorum*)」ではなかった。また、『教会統一擁護論』の匿名の著者が新たに呼び起こした、しかし既に九一年以降長らく西フランク＝フランス国王によってほぼ専有されていた「フランク人の国王 (*rex Francorum*)」でもなかった。それは、自らの手で君主の座から追い落とした父が、かつてかの教皇宛の書簡の中で、イタリア王国への支配権主張と将来の皇帝位獲得への意欲を表明すべく用いた称号——「ローマ人の国王 (*Romanorum rex*)」であった(本稿第二章一節)。

採用された名辞が、教皇の「称号政策」に対する王権側からの返答を意味していたことは、確かであろう。新たな国王称号は、皇帝に戴冠されたオットーネン＝ザーリアーの支配者が、九九六年以来名乗り続けてきた皇帝称号——「ローマ人の皇帝」——に対応するものである。また、その彼らが、統治すべき支配圏を「ローマ帝国」(一一〇三四年初出)と表記したことについても、既に紹介した。しかし、「ローマ人の国王」にとつての実質的な権力基盤であるアルプス以北の領域を、称号から語法上帰結される「ローマ人の王国 (*regnum Romanorum*)」と呼ぶことは、ほぼあり得ないことであった。⁽¹⁹⁾ 希求すべき理念と現実の政治状況との間に横たわる溝は、中

世後期以降イタリア・ローマに対する王権の影響力が後退するなかで、ますます実体との乖離を深めていくが、かの国王称号は、実に一八〇六年の帝国の消滅にいたるまでの長きにわたり用いられ続けていくことになるのである。

「叙任権闘争」は、一二二二年のヴォルムス協約において、霊的権威 (Spiritualien) と世俗的権力 (Temporalien) の分離という形で一応の解決に達した。ただ、この妥協において峻別されたのはそのみではない。教皇側の文書は、高位聖職者の叙任手続きに関して、空間的に「ドイツ王国 (*Teutonicum regnum*)」と「帝国のその他の部分 (*aliae partes imperii*)」(＝イタリア、ブルグント) を明瞭に区別したのである。先述したように、ザーリアー国王の皇帝的な支配権主張を否認しようとするグレゴリウスの企図は、確かにその望み通りに実現することはなく、教皇は南イタリアの流涕の地で孤独な最後を迎えることを余儀なくされた。しかしながら、それまで王権側が自明の如く一体視してきた「*インペリウム*」を、三つの「王国」へと切り離して扱う彼の構想は、すくなくとも教会人事政策に関しては、ここに一つの結実を見たと言えよう。また上記の文言をハインリヒ五世の側が受け容れたことで、*regnum Teutonicum* という名辞は、今や国制用語として公式に承認されるにいたったのである。⁽¹⁰⁾

他方、「ローマ人の国王」を称する王権とその周辺の政治指導層・知識人が志向したのは、もとより局地的政治形象としての「ドイツ王国」への自己限定ではなかった。むしろ、彼らにとって肝要なのは、支配権を最大限に正当化しうる普遍的権威としての「ローマ帝国」、ないしその皇帝位をフランク人へともたらしたカール大帝

の伝統に対する自覚的接合の度合いを、より一層強化することであった。しかし、一二二五年のハインリヒ五世の死をもってフランク人出身の国王家門は断絶し、以後王位がザクセン人、シュヴァーベン人の手へと次々と移転していくなか、王権は事実上そのフランク的基盤を喪失していく。残されたほとんど唯一の正当性の原理は、ローマ皇帝権の観念である。それは、『アンノの歌』が描き出したように、確かにドイツ人の形成段階においては、統合的契機として作用していた。ところが、「ドイツ」なる政治的・歴史的意識のさるなる醸成にとつて、皇帝権との密接な関わり合いを強めることは——上述の言説とは一見矛盾するように響くかもしれないが——、まさにその圧倒的な伝統と権威の故に、大いなる重圧として彼らの肩にのしかかっていくことになるはずである。⁽¹¹⁾

「ドイツとは何か」——。この厄介な問題が呈する複雑な様相に直面して、頭を悩ませているのは、現代の研究者のみではない。既に一二世紀中葉、母方においてハインリヒ四世の孫にあたる中世最大の歴史家にとつても、事情はおそらく同様であった。フライジング司教オットー(一一一二年頃—一五八年)は、『年代記』(一一四三—四六年成立)の中にいち早く『アンノの歌』の伝えるカエサル物語を採り入れてはいるが、まだその時代に「ドイツ人」を登場させてはいない。⁽¹²⁾ そもそも、彼の関心は周知のように、一民族などではなくアウグスティヌス流の「二つの国 (*civitates*)」の歴史過程に向けられている。

有名な第六卷一七章では、「ドイツ人の王国の始めについて。それがドイツ人の王国、それともより正しくはフランク人の王国と呼

ばれるべきかについての異なる見解」との表題の下、「ある者たち (*quidam*)」がこの問題について唱えた所説が議論の俎上に載せられている。彼らは、王位がフランク人からザクセン人の手に移ったハインリヒ一世の登位(九一九年)を画期と見なし、「その時をもってフランク人の王国を終わらせ、ドイツ人の王国を算える」。王朝交替、ないしそれと軌を一にする *Reichsvoile* の変遷をもって節目とするこの見方は、本稿の序章で紹介した一九世紀以来の国民史的観点と部分的に重なるものである。「しかし、私の見解によれば」、すなわち普遍的・キリスト教的救済史の観点に立つオットーの歴史観においては、「フランク」か「ドイツ」という二者択一の問題設定自体が誤りであり、なおかつその意義は二次的でしかなかった。

「しかし、私の見解によれば、ドイツ人の王国は、現今においてなるほどローマを手中に収めてはいるが、フランク人の王国の一部なのである」。彼の理解に即すれば、「ドイツ人」とは正確には「ドイツの東フランク人 (*Tentonic orientales Franci*)」ないし「ドイツのフランク人 (*Tentonic Franci*)」と見なされるべきであり、「ローマを手中に収める」、すなわち皇帝権の担い手に着目するならば、それはローマ人に発し、ギリシア人、フランク人、ランゴバルト人の間を次々に移転した後、オットー大帝によって再び「フランク人」の手に取り戻されたことになる。しかしながら、かかる帝権移譲 (*Translatio Imperii*) は「地上の国 (*civitas terrena*)」における「万物の移ろい (*mutatio rerum*)」のはかなさを示す証左でしかなく、何にも増して重要なのは、人間世界の事象を超えたより高次のレヴェル、すなわち神の摂理によって進行する救済史の歴史

過程において、第四にして最後の世界帝国たる位置を占める「ローマ帝国 (*Imperium Romanum*)」が「現在」にいたるものなお存続している、ということに他ならない。そして、この帝国は、オットーの生きる今、まさにその最後の局面に臨みつつあるのである。⁽¹⁴⁾ 「ドイツ史の始まり」——今日にいたるまで絶えることのない、そして今後も「ドイツ歴史学が存在する限り論じられていくであろう」⁽¹⁵⁾ 果てしのない議論は、ここにその開始を告げたのである。

註

(14) G. Tellenbach, *Von der Tradition des fränkischen Reiches in der deutschen und französischen Geschichte des hohen Mittelalters*, in: ders., *Ausgewählte Abhandlungen und Aufsätze*, Bd.2, Stuttgart 1988, S.688-709, bes. S.701, S.703. (zuerst in: *Der Vertrag von Verdun 843*, hg. v. Th. Mayer, Leipzig 1943, S.187-202) の先駆的研究の例: Luge (註12), S.108f., S.115 以下 Müller-Mertens, S.300 を参照。

(15) Vgl. Brühl, *Deutschland* (註9), S.716f.

(16) Vgl. Struve (註25), Teil 1, S.71.

(17) Vgl. W. Affeldt, *Königserhebung Pippins und Unlösbarkeit des Eides im Liber de unitate ecclesiae conservanda*, in: *DA* 25, 1969, S.313-346, hier S.315, S.335, S.344ff. H.-W. Goetz, *Geschichte als Argument. Historische Beweisführung und Geschichtsbewußtsein in den Streitschriften des Investiturstreits*, in: *HZ* 245, 1987, S.31-69, bes. S.44, S.48f., S.56f.

(18) R. Holtzmann, in: Wattenbach-Holtzmann (註25), Teil 2, S.406.

(19) *Liber de unitate ecclesiae conservanda*, in: *Quellen zum Investiturstreit*, Teil 2, hg. u. übers. v. I. Schmale-Ott, (Ausge-

wählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters, 12b), Darmstadt 1984, S.272-579 (下田句彦 I-cap.5, S.294). 註91の諸編纂 (Goez (註53), S.95ff. の初・特に Müller-Mertens, S.293-302 はよみ Koch (註86), S.108ff. を参照)。

(95) Vgl. Müller-Mertens, S.315.

(96) 以下、引用は Anonymi chronica imperatorum, in: *Frituly* (註55), S.212, S.214 に拠る。Vgl. Müller-Mertens, S.342-350. Thomas, Caesar, S.269f.

(97) なお、『皇帝年代記』の本文テキストは、一〇九五年以降についてしか公刊されていない。フルトルフに発し、エッケハルト・フオン・アウラ『皇帝年代記』によって継続された一連の年代記群の校訂版は、シュマール夫妻によって MGH からの公刊が長らく準備されているが、D4 誌上で毎年報じられる進捗状況から察すると、その全貌が明らかになるまでには、なおかなりの年月を要すると思われる。

(98) 以下、註16に挙げた Beumann, “*Romanorum rex*”, bes. S.46ff. はよみ Merta, S.195ff. に拠る。

(99) Vgl. H. Keller, Entscheidungssituationen und Lernprozesse in den ‘Anfängen der deutschen Geschichte’. Die ‘Italien- und Kaiserpolitik’ Ottos des Großen, in: *FMS* 33, 1999, S.20-48, hier S.20. Weisert (註22), S.454f. は、ハインリッヒ三世 (一例) ‘コンラート三世 (三例)’ の証書から極めて稀な用法を採録しているが、これらの場合 *regnum Romanorum* は ‘イタリア王国を指すか、*imperium Romanum* と同義であると考えられる’。

(100) Vgl. Müller-Mertens, S.375-383.

(101) Vgl. Ehlers, *Entstehung* (註40), S.21ff., S.45f., S.55, S.81, S.99, S.110 u.ö. 中世後期の帝権と教権の関係、特に一二世紀以降の教皇庁の帝権移譲論の展開と皇帝・帝国側の対応については、池谷文夫氏の重厚な研究が公刊された。『ドイツ中世後期の政治と政治思想 —— 大空位時代から「金印勅書」の制定まで』刀水書房 二〇〇〇

年。

(102) *Ottonis episcopi Frisingensis Chronica sive Historia de duobus ciuitatibus*, hg. v. A. Hofmeister, (MGH SS rer. Germ.), Hannover-Leipzig 1912, II-cap.48, S.125f. 「ゲルマン人」に対するカエサル勝利と「ガリア人とゲルマン人」との同盟について。ただし『皇帝年代記 (Kaiserchronik)』を通じての間接的利用の可能性が考量されている。Vgl. Nelmann, Kommentar (註88), S.98. 『年代記』の中で ‘ドイツ’ に初めて言及されるのは、東フランク国王アルヌルフ・フォン・ケルンテン (在位八八七—九九年、本稿序章参照) に関連してである。VI-cap.11, S.272: 「かくしてアルヌルフは、東フランク全体 (*tota orientalis Francia*) —— それは今日ドイツ王国 (*Teutonicum regnum*) と呼ばれている ——、すなわちバイエルン、シュヴァーベン、ザクセン、テューリッゲン、フリースラント、ロートリンゲンを統治した」。

(103) Ebd., S.28.

(104) Ebd. VI-cap.17, S.276f. 参照。山田「シュイン国」(註一) ‘一章’ はよみ H.-W. Goetz, *Das Geschichtsbild Ottos von Freising. Ein Beitrag zur historischen Vorstellungswelt und zur Geschichte des 12. Jahrhunderts*, (AKG, Beiheft, 19), Köln-Wien 1984, bes. S.148ff. なお、オットーが論敵とする「ある者たち」の比定問題は、『ザルツブルク大編年誌』のドイツ王国概念の同時代性をめぐるミュラー＝メルテンスとボイマンの論争 (註40) において、重要な役割を占めていた。両者の議論の分かれ目となったのは、『ザルツブルク大編年誌』と密接に関わる「オーストリア編年誌群」に属する AGS の成立年代であり、ミュラー＝メルテンスはそれを一一八〇年頃とする通説に与したのに対し、ボイマンは一一四〇年頃と推定するシュマールの研究に依拠していた。詳細については、山田前掲論文、四章を参照。しかし、バイハマーによる関連史料の極めて精緻な比較分析の結果、シュマール＝ボイマン説が妥当しうる可能性は完全に排除されたと云える。A. Behnhammer, *Die Alpenlän-*

dische Annalengruppe (AGS) und ihre Quellen, in: *MIÖG* 106, 1998, S.253-327, bes. S.261f., S.295 mit Anm. 179, S.298 Anm. 187, S.325.

(175) J. Fleckenstein, *Über die Anfänge der deutschen Geschichte*, Opladen 1987, ND. in: ders., *Ordnungen und formende Kräfte des Mittelalters*, Göttingen 1989, S.147.

〔付記〕本稿は、平成一三年度日本学術振興会・科学研究費（基盤研究C）、ならびに東海大学総合研究機構・研究奨励補助金、同文学部研究教育補助金による助成を受けた研究成果の一部である。

“Investiturstreit” und *regnum Teutonicum*
—— Zu den politischen und historischen Dimensionen des
Begriffs “deutsch” (Teil 2) ——

Misagawa Akihiro

H. Grundmann hat in seinen Überblick über “Volksgeschichte (*Origo gentis*)” festgestellt : “Deutschland aber bekam im Mittelalter keine Darstellung seiner Volksgeschichte, als fehlte ihm der Blick auf eine gemeinsame Vergangenheit. Jeder Stamm hatte, nur teilweise aufgezeichnet, seine eigenen Erinnerungen, die noch nicht zu einer gemeinsamen Tradition verschmolzen waren, als die Stammesverbände sich auflösten...”. Gab es im Mittelalter wirklich keine *Origo gentis Teutonicorum*?

Es ist H. Thomas zu verdanken, daß er uns auf eine merkwürdige Geschichtserzählung über “Julius Caesar und die Deutschen” im mhd. gedichteten *Annolied*, das um 1077/81 vermutlich in Köln bzw. Siegburg entstand, aufmerksam gemacht hat. In den Strophen 19-28 berichtet der unbekannte Dichter zuerst über Caesars Kampf gegen die vier Völker der Schwaben, der Bayern, der Sachsen und der Franken, und die Unterwerfung dieser Völker eines nach dem anderen durch ihn. Dabei wird jeweils die *Origo* des betreffenden Volkes im Sinne der Herkunftssage erzählt, und es folgt weiter : weil Caesar in Rom nicht in der gebührenden Weise empfangen wurde, kehrt er zu den deutschen Ländern zurück, gewinnt als Bundesgenossen die vorher Besiegten. Mit ihnen vertreibt er Cato, Pompeius und den Senat in einer gewaltigen Schlacht und gewinnt damit alle Reiche. Seitdem waren die deutschen Mannen (*diutschi man*) in Rom geliebt und geschätzt...

Nach dieser Geschichte oder genauer “Geschichtsklitterung” sind die Deutschen nicht wie ihre vier Völker (*gentes*) eine Abstammungsgemeinschaft, sondern erst durch die Unterwerfung durch Caesar und durch ihrem Bund mit ihm zu einer neuen, einheitlichen Gemeinschaft zusammengefügt worden. Das Römische Reich verdankt seinerseits seine Gründung als Monarchie, als Alleinherrschaft der Hilfe der Deutschen : *Origo gentis Teutonicorum et Romani Imperii*. Im zweiten Teil dieses Aufsatzes geht es hauptsächlich darum, Komplexität des Identitätsproblems der Deutschen im römisch-imperial bzw. christlich-universal geprägten Mittelalter vor allem auf Grund von historiographischen Werken nachzudenken. Daneben wird aber auch die Zeitgebundenheit des neuzeitlichen Volks- und Stammesbegriffs erneut geprüft.